

	要望内容	要望回答
1	男里3丁目付近の道路(双子池へ繋がる直線)を舗装してほしい。	舗装修繕要望が複数箇所ありますので、区の方で優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
2	デイサービス結の前の道路(男里3丁目付近)を個人のゴミ収集車がスピードを出して走行しているので注意してほしい。	現地確認し必要に応じ対応します。速度超過については泉南警察署に申し入れます。 (道路課)
3	不審者・不審車両対策の強化 (防犯カメラや各所への照明灯の増設)	男里区内には令和7年4月現在7台市で設置をしています。区として市での設置を希望する箇所を示していただいた上で要望を提出してください。設置検討委員会において設置場所を協議し、検討します。 (生活福祉課) 防犯灯については、具体的な箇所を示していただいた上で、予算範囲内で対応します。 (道路課)
4	ファミリーマートからミノ化工までの道が危険(スピードが早い、トラックが多い、抜け道利用など)なので対策してほしい。	現地確認し必要に応じ対応します。 速度超過については泉南警察署に申し入れます。 (道路課)
5	府道204号(旧26号線)から金田商店に向かう道路にひび割れができています。穴ができていたり、アスファルトの欠けらが散らばっている。通学路でもあるので、早急に補修して欲しい。	舗装修繕要望が複数箇所ありますので、区の方で優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
6	四差路でカーブミラーが3個あるが、そのうち2つが同じ方向に向いており、イヨドイ農道からバンドー化学方向を映すカーブミラーがないのでミラーの向きを変えてほしい。	現地にて確認します。 (道路課)
7	男神社参道の横の道からスピードを出して車が走ってくる。雄南の所からだと車がきているのがわかりにくいのでスピード落とせの路面標示をしてほしい。	路面標示要望が複数箇所ありますので、区の方で優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
8	会社の前の道の電柱を徐けてほしい。会社の敷地に電柱を建ててくれてもよいとのこと。	関西電力に問い合わせたところ、電柱番号を控え男里区から直接電話0800-777-3081してほしいとの事です。 (道路課)
9	ゴミの収集場所を変えてほしい。	該当箇所へごみ出ししている方々と、別途協議します。 (清掃課)
10	外周道路のT字路に村中に入る所に「大型進入禁止」の標示をしてほしい。	路面標示要望が複数箇所ありますので、区の方で優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
11	パーマ屋さんの所の「この先行き止まり」の標示が剥けているので、新しくしてほしい。	現地にて確認します。 (道路課)
12	カーブミラーを設置してほしい。(南海住宅南東部 阪東5713関電柱)	現地にて確認します。 (道路課)
13	空き家の玄関先の植木が道幅の1/3ほどまではみ出しており、通行の邪魔になっている。持ち主に剪定するように指導してほしい。	現地調査の上、『空家等対策の推進に関する特別措置法』に基づき、所有者を調査し、適正に管理するよう通知します。 (環境整備課)
14	企業所有の南側のミカン畑を外国人従業員向けの社宅にし、近隣地を車の通路にすると約1年半前に聞きましたが、その後進展はあるのですか？	現時点で相談等は特にありません。 (審査指導課)
15	道路標示が消えているところが多くなっているので、「学童注意」1箇所、「路側帯標示」2箇所、「交差点標示」42箇所の補修をして欲しい。	路面標示要望が複数箇所ありますので、区の方で優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
16	用水路が、大雨の時に越水する。また近くのマンホールの蓋から水が噴水のように吹きあがるので、対処して欲しいと要望しましたが、越水するのはスクリーンにゴミが引っかかっている可能性があるとの回答でしたが、ゴミが引っかかっていなくても越水する時があります。大雨時に現地確認をするとのことでしたが、確認して頂いたのでしょうか。	昨年度に現地確認をする予定でしたが、大雨の頻度が少なく、確認できませんでした。今年度の大雨時に現地確認を行います。 (下水道課)
17	カーブミラーが汚れて見えないところや、凹んで曲がっているところを交換して欲しい。 (1)南海公園[A-65] (2)男里5-5-14角[A-67] (3)男里4-11付近[A-99] (4)男里墓地北付近[A-103] (5)男里墓地水源地跡駐車場角[A-106] (6)男里3-12-31[A-115] (7)雄信小学校前[A-116] (8)男神社裏[A-118] (9)男神社参道入口交差点[A-126]	現地確認し必要に応じて補修します。 (道路課)
18	カーブミラーを設置して欲しい。昨年とは環境が変わっている。	現地にて確認します。 (道路課)

	要望内容	要望回答
19	老人集会場の畳の張り替えをして欲しい。	各老人集会場の修繕については、予算の範囲内で緊急に対応する必要があると判断されるものから修繕を行っています。判断については、生命財産の安全性確保を目的とするものを最優先としており、次に建物構造や建築設備また周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがある事象の修繕を優先しています。一方で、ご要望にある施設使い手の快適性や利便性の改善についての修繕は、使用状況や建物状況、費用対効果等さまざまな検討が必要となり、一定の検討の後に案件ごとに実施、未実施の決定をし、実施するものは、予算を勘案しながらの逐次実施となっています。今回のご要望の案件については、以前に男里区からの要望として長寿社会推進課で認識し、現場を確認したうえで一定の検討の後、未実施としている案件です。身近で簡易な修繕改善については、使い手さまの協力のもと、使い手さまの工夫で改善をお願いしている場合もあります。 (長寿社会推進課)
20	グレーチングが固く持ち上げられないので、溝の泥上げをして欲しい。溝が深いので泥上げができないので、泥上げをして欲しい。	担当課を確認した上で、必要に応じて対応します。 (道路課)
21	府道63号男里原田交差点から南海住宅方向に走行する車両がスピードを出して大変危険なため、「スピード落とせ」の道路標示などの対応をして欲しい。	路面標示要望が複数箇所ありますので、区の方で優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
22	老人集会場の女子便所の便座が冷たいので、対処して欲しい。	各老人集会場の修繕については、予算の範囲内で緊急に対応する必要があると判断されるものから修繕を行っています。判断については、生命財産の安全性確保を目的とするものを最優先としており、次に建物構造や建築設備また周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがある事象の修繕を優先しています。一方で、ご要望にある施設使い手の快適性や利便性の改善についての修繕は、使用状況や建物状況、費用対効果等さまざまな検討が必要となり、一定の検討の後に案件ごとに実施、未実施の決定をし、実施するものは、予算を勘案しながらの逐次実施となっています。今回のご要望の案件については、以前に男里区からの要望として長寿社会推進課で認識し、現場を確認したうえで一定の検討の後、未実施としている案件です。身近で簡易な修繕改善については、使い手さまの協力のもと、使い手さまの工夫で改善をお願いしている場合もあります。 (長寿社会推進課)
23	空き家と隣の空き家が老朽化して、外壁や瓦が落下して危険である。子ども達が信号待ちをする場所になっているので早急に対策して欲しい。	現地調査の上、『空家等対策の推進に関する特別措置法』に基づき、所有者を調査し、適正に管理するよう通知します。 (環境整備課)
24	男里ちびっこ広場公園の滑り台を撤去して欲しい。	実施の可否や時期等を検討します。 (住宅公園課)
25	サイプレスからイヨドイ農道間の市道の道路修理をして欲しい。毎年要望している。	舗装修繕要望が複数箇所ありますので、区の方で優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
26	会所柵が破損して、車が通る度にグレーチングが騒音を発生させているので、改修して欲しい。	会所については、市の所有となりますので必要に応じて補修します。グレーチングについては、個人所有となっておりますので所有者の方の対応となります。 (道路課)
27	水路にグレーチングを設置して欲しい。	道路管理の観点から設置の必要性について検討します。 (道路課)
28	水田溜りが出来るので、舗装して欲しい。	舗装修繕要望が複数箇所ありますので、区の方で優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
29	男里北交差点の自動車整備工場の車が、まだ、時々、道にはみ出して駐車しているため、危険な時があるので、継続して注意して欲しい。	泉南警察署に再度申し伝えます。 (道路課)
30	中獄アルミからベリーデコまでの道路下の水路がかなりくさい時もある。水路の掃除等をして欲しい。	昨年度から数回現場を確認しましたが、臭いの確認ができませんでした。あらためて現場立会をお願いします。 (下水道課)
31	男里川交差点からリバース工場に向けて、阪南市の清掃車が日に4回スピードを出して通行して行くので大変危険である。注意喚起して欲しい。	速度超過については、道路管理者である岸和田土木事務所や泉南警察署に申し入れます。 (道路課)
32	府道256号線の車のスピードの抑制対策をして欲しい。	速度超過については、道路管理者である岸和田土木事務所や泉南警察署に申し入れます。 (道路課)
33	府道204号線からバンドー化学までの間、スピードを出す車が多く危険なため、速度抑制対策をして欲しい。	当該箇所は、グリーンベルトやスピード落とせの路面標示が設置されており、一定の速度抑制効果がある路線です。更なる速度抑制について検討します。 (道路課)

	要望内容	要望回答
34	男里外周道路を拡張してもらいましたが交通量が増加している。交差点に安全対策をとって欲しい。外周道路のスピード出しすぎの注意喚起をお願いしたい。	過年度に泉南警察署へ申し入れを行いました。信号の設置に関しては困難との回答でした。また、路面標示については、区の方で優先箇所を示していただいた上で、予算の範囲内で対応します。 (道路課)
35	旧雄信幼稚園は貴重な公共用地であり、地域の発展に寄与する跡地利用方を早急に提示して欲しい。	旧雄信幼稚園については、効果的な利活用の方法を提示することができるよう関係部署と連携し、引き続き検討を進めます。 (教育総務課)
36	旧雄信幼稚園内部および周辺の草刈りの回数を増やして欲しい。	旧雄信幼稚園の内部の草刈りについては、限られた予算において可能な限り回数を増やせるよう努めます。 (教育総務課) 周辺の草刈りについては、予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じての対応となります。 (道路課)
37	旧幼稚園前の溝の勾配が水の流れと逆になっており、排水が出来ていないので、勾配を変える等の改修工事をして欲しい。	旧幼稚園の利用方法等に関連するため、教育委員会等の協議が必要となります。 (道路課)
38	南海住宅内道路の舗装やり直しをして欲しい。平成27年度にも一部補修されているが、すべての所で老朽化が進んでいる。	舗装修繕については、市全体として検討する中で緊急性の高い箇所からの対応となります。また、区の方で舗装修繕における優先順位を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
39	水路を補修して欲しい。昨年現地の測量や設計など準備を進めてもらいましたが、早急に着手して欲しい。	今年度中に、水路改修する予定です。具体的な改修時期等決まれば、ご連絡します。 (下水道課)
40	水路にグレーチングを設置して欲しい。	道路管理の観点から設置の必要性について検討します。 (道路課)
41	水路のグレーチングのガタつきを改修して欲しい。	具体的な箇所を教えてください。お願いします。 (道路課)
42	樽井男里平野線の水路に交通安全(歩行者対策)の観点から蓋掛け(一部済)をして欲しい。	現場の実情に応じた適切な工法を検討し、整備効果の検証を図るとともに、本市の財政状況を見ながら、実施に向けた努力をします。 (道路課)
43	男里川土手沿いは、街灯が無いので、設置して欲しい。	男里橋より一定区間については街灯が電柱添加されている状況であり、それ以降については電柱がない状況であるため、現地の状況等を確認したうえで、設置を検討します。 (道路課)
44	男里川土手沿いの道路(男神社～通称バケヤブ)を補修してほしい。	舗装修繕要望が複数箇所ありますので、区の方で優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
45	水路にグレーチングの設置をお願いしていましたが、一昨年度は一部完成しましたが昨年度は工事がなかったので、引き続き設置をお願いします。	本市の財政状況を見ながら、実施に向けた努力をします。 (道路課)
46	第一公園、第二公園に休憩用の東屋を設置してほしい。	今回の東屋設置に関するご要望につきましては、新設となることから、予算措置については難しい状況ではございますが、来年度予算への要望は考えてまいります。ただ、各公園施設の維持・修繕予算については厳しい状況であることをご理解お願いいたします。 (住宅公園課)
47	砂川区第2地区空地の除草	所有者を調査し空地の適正管理の通知を送付しました。 (環境整備課)
48	水路敷きが陥没しているので改修してほしい。	業者に依頼し対応します。 (産業振興課)
49	空き家に生える庭木の伐採又は剪定。前面道路、電柱、隣接敷地に入り込んでいたために伐採又は剪定。空き家の為に、現在の持ち主に庭木の伐採又は剪定の依頼をお願いいたします。	当該空家について所有者を調査し、令和7年5月1日付け庭木繁茂道路越境につき現況写真を添付の上、空き家等の適正管理についての通知を郵送しました。 (環境整備課)
50	築の湯水路のサンハイツ下(阪和線の上)の里道に樹木の枝が被さってきており、強風で折れると大変危険である為、伐採をお願いします。	予算に応じて改修にて対応します。 (産業振興課)
51	築の湯水路の和泉砂川駅ロータリー付近の住宅内の水路の一部が損傷で水漏れしている模様、確認の上補修工事をお願いします。	業者に依頼し対応します。 (産業振興課)
52	市道の草刈り 紀泉病院から泉佐野境界までの大通りと大通りから上之郷境界までの草刈をお願いします。	シルバー人材センターへ依頼します。 (道路課)
53	防犯灯C-1297のカーブミラーの角度調整	調整済みです。 (道路課)

	要望内容	要望回答
54	バス転回場横の道に停止線を引いてください。	泉南警察へ報告します。 (道路課)
55	路面標示のお願い。 道幅が狭く見通しの悪い場所に対向車注意等適切な表示をお願いします。	電柱幕にて対応します。 (道路課)
56	区画整理の枝道の舗装 毎年要望していますが未完成のままです。砂利を固める施工でいいので車が通れるようにしてください。	産業振興課にて対応します。 (道路課)
57	父谷池からの水路が破損し水漏れするので補修してほしい。また、集水柵に堰板を入れるところがなく、大雨が降ると大量の水が田に流れ込むため堰板を入れる金具を設置が必要である。	業者に依頼し対応します。 (産業振興課)
58	新家(上村)の水路が地盤沈下により水路の底部と側壁に隙間が生じ水漏れがしている。	予算に応じて改修にて対応します。 (産業振興課)
59	ベトナム人が誤った地区のごみ捨て場に指定ごみ袋を使わず中身も分別されずにごみを捨てているため、収集日程カレンダーにベトナム語を追加してほしい。	現状対応している言語は英語・韓国語・中国繁体語・中国簡体語・スペイン語・ポルトガル語となっており、ベトナム語は今後の検討とします。 (清掃課)
60	八幡山区道路側溝に、落ち葉等の流入防止用すのこを設置する。 以前、市役所より受領のすのこは、雨水路入口中心に51ヶ所。それ以外の場所で各家庭で取り付けているすのこは、90ヶ所。各家庭で設置しているすのこを市役所より受領のすのこに置き換えたい。90個のすのこの新規作成をお願いします。	会所部に必要なスクリーンのみ対応できないので、再度個数報告をいただくようお願いし、会所部のスクリーン50個をお渡し。 (道路課)
61	公園、緑地の草刈り及び樹木の剪定、伐採、消毒 ロータリー緑地(円形)の草刈り 公園、緑地の急傾斜地の防草シート外の草刈り	草刈・剪定については、令和7年度も年1回の実施を予定しています。なお、草刈りの時期については、自治会と立会及び協議を行い実施します。 桜の消毒は、効果的な時期に実施します。 (住宅公園課)
62	自然公園の斜面転落防止フェンスの設置	斜面転落防止フェンスは広範囲に設置が必要なため困難です。引き続き、立ち入り禁止看板による啓発に努めます。 (住宅公園課)
63	団地内の未改修道路の全面舗装改修	優先順位に従い予算の範囲内で舗装改修します。 令和7年度については、西側を舗装予定です。 (道路課)
64	排水路、階段の補修	緊急性の高い箇所を予算の範囲内で市全体として検討をした上で、計画的に対応します。当該地については、今後とも経過観察を行います。 (道路課)
65	大池放水路脇の樹木の伐採と消毒、及び最終排水口手前の葦・笹の刈り取り	令和6年度は管理者である水利組合により繁茂してきた葦等の除去と土砂の浚渫が実施されました。令和7年度は、除草剤等の散布により樹木等の繁茂を抑制する旨の回答を得ています。 (産業振興課)
66	大池出島内樹木の剪定と雑草の除去	土地所有者である中村区に要望しました。中村区としては、もともと出島の地目が山林になっていることや水の使用上支障がないことなどから出島全体の伐採は難しい旨回答を得ています。 (産業振興課)
67	大池及び大池排水路から発生する悪臭の解消 (水車の増設も検討)	引き続き、悪臭につきましては巡回を実施します。また、水の滞留を防ぐため5月初旬に水車を稼働しています。水利組合には養魚業者への指導も行う旨回答を得ています。 (産業振興課)
68	大池管理通路の樹木、雑草除去及び石垣の補修	日常管理については、管理者である地元水利組合へ実施を要望しました。危険木等があれば報告してほしいということです。 (産業振興課) 緑地の樹木、雑草除去及び石垣の補修は、現地確認の上必要に応じて対応します。 (住宅公園課)
69	住宅内道路標示(白線)の補修	横断歩道、停止線については、泉南警察署へ申し入れをしたところ、詳しくは直接泉南警察署に問い合わせしてほしいとのことです。 (道路課)

	要望内容	要望回答
70	フェンス基礎傾き箇所の修復	令和2年度から毎年測量結果を自治会に報告していますので、本年度も同様に測量し結果の報告を予定しています。空洞部分は土嚢を設置していますが、経過観察の上対応します。 (住宅公園課) 外周道路沿いの側溝とフェンスについては、転落防止の観点から経過観察を行います。 (道路課)
71	自治会集会所 敷地西端に向けて大池石垣埋め戻し方向に、地盤沈下している為沈下防止策の調査をお願いします。	いずみ台新家住宅自治会館は、その他集会所に位置付けられているため、管理・維持に関しては地元自治会において運営される施設となっています。令和4年に実施されました応急処置部分について、本市においても実施していますが、自治会でも経過観察を行っていただき、処置部分に不具合が発生した場合にはご連絡いただければ幸いです。本市では集会所の整備に要する費用を補助する制度として「集会所等の整備事業費補助金交付要綱」も制定されておりまして、計画的な施設の保全に向け、ご活用ください。 (長寿社会推進課)
72	住宅入り口に防犯カメラ設置	令和7年度防犯カメラ設置検討委員会(泉南警察、本市指導課、本課)が開催され、今年度の設置場所は決定されたところです。今年度の設置場所とはなりません。今後の防犯カメラ設置検討委員会で検討していきます。 (生活福祉課)
73	カーブミラー調整及びミラーの交換又は磨き	交換については予算の範囲内で市全体として検討をした上で、計画的に対応します。 (道路課)
74	幸徳大橋の整備点検とメンテナンスの実施	令和7年度に補修設計委託を実施します。 (道路課)
75	歩道の改修工事をお願い致します。(優先順に列举) 1.サングリーン1号公園から新家3号公園に向かう歩道 2.C地区の緑地前から新家東小学校に至る歩道 3.新家1号公園から新家2号公園に至る歩道	緊急性の高い箇所を予算の範囲内で市全体として検討をした上で、計画的に対応します。令和7年度については、改修の予定はありません。 (道路課)
76	水湧神社付近の遊歩道の改修工事をお願い致します。	遊歩道の改修は、木の根によるものと考えられるため、まずは原因となっている木を特定し、伐採することが必要と考えますが、水湧神社や自治会と協議の上、対応を検討します。 (住宅公園課)
77	新家サングリーンB地区の北西に位置する歩道の補修をお願い致します。	緊急性の高い箇所を予算の範囲内で市全体として検討をした上で、計画的に対応します。令和7年度については、改修の予定はありません。 (道路課)
78	C地区にある特に傷みの激しい路地の補修工事をお願い致します。	緊急性の高い箇所を予算の範囲内で市全体として検討をした上で、計画的に対応します。令和7年度については、改修の予定はありません。 (道路課)
79	新家東小学校の西側で新家サングリーンC地区の住宅内道路の改修工事をお願い致します。	緊急性の高い箇所を予算の範囲内で市全体として検討をした上で、計画的に対応します。令和7年度については、改修の予定はありません。 (道路課)
80	新家東小学校に入手前の道路の補修をお願い致します。	緊急性の高い箇所を予算の範囲内で市全体として検討をした上で、計画的に対応します。令和7年度については、改修の予定はありません。 (道路課)
81	法面・車道の危険度調査をお願い致します。	当該箇所については、本市の関係部署と連携し、今後とも経過観察を行います。 (道路課)
82	部分的に劣化の激しい歩道及び道路の箇所の補修をお願い致します。	補修材で対応可能な箇所については順次補修を行います。補修不可の路面については、単年度で改修を実施することが難しいため、全体の要望の中で自治会にて優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
83	道路面の交通標識の改修は、道路面の改修と密接に関連があるかと思っておりますので、その調整をお願い致します。	サングリーン・いずみ台と各年で交互に舗装しております中で、路面標識の書き直しと舗装のタイミングを合わせる事は難しいですが、可能な部分は調整します。 (道路課)
84	公園の壊れた滑り台や遊具の修復をお願い致します。	サングリーン3号公園については、すぐに対応は不可能ですので、トラロープ等で、安全対策を強化します。 (住宅公園課)
85	公園・緑地の樹木の消毒をお願い致します。	消毒は効果的な時期に実施します。 (住宅公園課)

	要望内容	要望回答
86	公園・緑地の除草・樹木の剪定等をお願い致します。	除草・剪定は、例年どおり年1回の実施を予定しています。時期については、自治会と立会及び協議を行い、自治会の要望時期に実施できるよう調整します。 (住宅公園課)
87	バリュージュ新家前の大通りに、街灯・防犯灯の設置をお願い致します。	以下設置基準となります。設置基準を踏まえ予算の範囲内で市全体として検討をした上で、計画的に対応します。 1.防犯上必要と認められる場所に設置するものであること。 2.原則として、電柱への共架とすること。ただし、付近に取り付ける電柱がない場合は、隣接するその他の柱や建物(「他の柱等」という。以下同じ。)、又は交通等の妨げにならない場所に専用柱を設置し取り付けることができる。 3.付近に既設の防犯灯、又は道路照明灯等、市が管理し道路を終夜照らすその他の照明設備がある場合には、これらからおおむね20メートル以上離れた場所に設置すること。ただし、屈曲部等、既設照明設備の光が届かない場所についてはこの限りでない。 4.道路面からの高さ4.5メートル以上5.0メートル以下の場所に設置すること。ただし、設置する場所の状況により、この高さに設置することが物理的にできない場合、又はこの高さに設置すると道路面に光が届かない等十分な設置効果が得られない場合についてはこの限りでない。 (道路課)
88	新たに域内4か所に防犯カメラの設置をお願い致します。(優先順に列挙) 1.幸徳大橋の出入口 2.サンヒルズとの出入口 3.新家駅や霊園に通じる出入口 4.C地区の出入口	令和7年度防犯カメラ設置検討委員会(泉南警察、本市指導課、本課)が開催され、令和7年度の設置場所は決定されたところです。今年度の設置場所には含まれていません。今後の防犯カメラ設置検討委員会で検討していきます。 (生活福祉課)
89	大池との間のフェンスの修復をお願い致します。	水湧神社と大池のり面との境目の金網フェンスについては、保留とします。 (住宅公園課)
90	老朽化が進む幸徳大橋について、安全性の調査とメンテナンスをお願い致します。	令和7年度に補修設計委託を実施します。 (道路課)
91	引谷池内に繁茂したがまなどの種子の飛散で困惑していますので、除草をお願い致します。	池の管理者である水利組合が、令和6年度は5月中旬に除草剤を散布し、11月には除草及び焼却作業を実施しました。令和5年度同様、除草剤の散布を5月に早めたことにより、がまの穂の種子の飛散を一定防止することができました。令和7年度につきましても、除草剤の散布を5月中旬に完了しています。また、11月には除草及び焼却作業を実施する旨回答を得ています。 (産業振興課)
92	2か所ある元汚水処理・ポンプ場敷地内の除草をお願い致します。	令和7年度は4月に除草を行いました。今後とも定期的な除草等、適正な管理に努めます。 (環境整備課)
93	道路上の横断歩道、停止標示、注意警告標示等の改修について ・サングリーン地区入口の交差点付近の警告標示 ・新家駅からの道路上の警告標示等 ・JR踏切から交差点に向かう道路上の警告標示	予算の範囲内で市全体として検討をした上で、計画的に対応します。 (道路課)
94	信達牧野の水路脇の里道は、奥住宅民・小学生が利用している。過去にセメント舗装がされていましたが、セメントが剥離している	業者に依頼し対応します。 (産業振興課)
95	樽井6丁目隣接する傾斜地より土砂が崩れ里道を超えて個人宅敷地に砂がおちてくるのを防いでほしい。	原材料支給にて対応いたします。 (産業振興課)
96	北野区農業用水『山崎ポンプ』は、近年その水量が著しく減少してきており、特に今年に入ってからは、従前の半分程度の水量しか湧き出しておらず、このままでは今期の田植えにも大きな支障が出ると懸念されます。水量減少の原因がポンプ等の取水設備の不調によるものか、水源の枯渇や地下水量減少によるものか、或いは周辺環境の変化に伴う影響なのか等、その要因が不明で、早急にその実態把握と対策が必要とされており、点検、整備事業を要望いたします。	業者に依頼し対応します。 (産業振興課)
97	中之池周囲全体のフェンスや水門扉等の「サビ」がひどく危険なため修復工事をお願い致します。	業者に依頼し対応します。 (産業振興課)

	要望内容	要望回答
98	障がい者差別解消法について 障害者差別解消支援地域協議会の設置 障がい者差別解消法が平成28年に制定され、地域における関係機関が地域の実情に応じた差別解消の取り組みのため、各市に障がい者差別解消支援地域協議会が設置されています。努力義務とはいえ、令和5年4月時点で一般市では全国の519市(74%)が設置しています。泉南市でも地域の実情に応じた協議会の設置をお願いします。	本市では現在、障害者差別に関する相談を障害福祉課と人権推進課で受け付けていますが、相談件数は年間0~1件程度と非常に少ない状況です。障害者差別解消支援地域協議会の設置につきましては、現段階では相談がほとんど寄せられていないことから、今後相談事例が増え、協議会の必要性が高まった際に、自立支援協議会の機能を活用する形で対応を検討します。(障害福祉課)
99	合理的配慮について、行政から当事者・事業所に対しての広告活動をしてほしい。障がい者差別解消法について、令和6年4月より合理的配慮が公的職場、民間の職場共に提供が義務化されました。しかしながら合理的配慮について理解されているとは言えない状況です。市役所の担当部局が民間の団体(商工会等)で、また、障がい者当事者についても何が合理的なのか理解ができていない人も多いと思います。担当部局より、障害当事者並びに事業者に対し、広報活動や講演等の実施をお願いします。	合理的配慮の提供の義務化については、市のウェブサイト等や窓口でのパンフレット配架により、周知を行っています。また、庁内において、障害者差別解消の取組について各担当部局で構成する「障害者差別解消推進委員会」を設置し、情報共有を図っています。今後も市民、各団体等への周知、啓発に努めます。(障害福祉課)
100	災害予防について 10月26日行われた市とイオン共催の総合防災訓練時、障がい者、高齢者に対する配慮がなかった。市民全体に呼びかけていたと思いますが、その中には障がい者も高齢者もいます。あの広い展示場の中に休憩するところが全然なく、参加した身体障害者はテントのスタッフの待機場所の椅子に座らせてもらったと言ってました。市民全体に呼びかける行事であれば、障がい者、高齢者が参加することも前提に考え、椅子やベンチなどの休憩場所を設置してほしい。	共催者であるイオングループと協議の上、障害者や高齢者の休憩できるスペースを確保できるように努めます。(危機管理課)
101	防災ハザードマップを視覚障害者もわかるようにしてほしい。現在市民に配布されているハザードマップを含んだ冊子は、視覚障害者にはわからない人もいる。自分がどのようなところに住んでいるのか、災害時、どこへ避難したらいいのか、視覚障害者にもわかるハザードマップを配布してほしい。	現在のハザードマップを更新する際に、多言語対応や障害者に配慮したハザードマップの作成を検討します。当面は、音声読み上げ機能のついた国土交通省のハザードマップなどの活用をお願いします。(危機管理課)
102	指定避難所(小学校など)や福祉避難所の見学を行いたい。障害を持っている人が学校の体育館などへ避難した時に、どうすればよいのかを市の担当課の職員と共に指定避難所を訪れ、実際に避難所としてどうなのかを検討したい。また、福祉避難所も実際どうなのかということも検討したい。	今後、指定避難所および福祉避難所を適切に運用できるよう、具体化を図る必要があるため、障害者等の観点からの意見をいただきつつ検討します。このため、障害者の方との現地確認も実施していきたいと考えていますのでよろしくお願いします。(危機管理課)
103	避難行動要支援者の支援計画について 避難行動要支援者の支援計画は作成し終わったのでしょうか。また災害時には障がい者は近隣の支援が必要ことから、民生委員だけでなく、自治会や地域の自主防災組織にも名簿を提供してほしい。	現在、市で認定している自主防災組織24団体のうち、半数の団体に要支援者名簿をお渡しています。自主防災組織に個人情報の管理を適切に行っていたくため、自主防災組織と市の協定を締結した上でお渡ししており、今後更なる協定の締結を進めます。(危機管理課)
104	最近(コロナ禍以降)障害者を交えた避難訓練をした自治会・自主防災組織等あれば教えてほしい。	自治会・自主防災組織の高齢化などにより、複雑な訓練の企画が困難になってきていますが、市内における障害者を交えた避難訓練は一部で実施されています。今後は大阪府等の支援を受けつつ、市の職員が積極的に訓練の企画に関わり、障害者を交えた避難訓練を実施できるよう努めます。(危機管理課)
105	樽井公民館以外の3公民館、交流センター、区民センター等のバリアフリー化を早急に実現してほしい。樽井公民館以外の信達公民館、新家公民館、西信達公民館、市民交流センターなどは、市の建物にもかかわらず、バリアフリー化していないために障がい者、高齢者が2階の部屋を使うことができません。信達公民館へ身体障害者の会議を行うために1階の部屋を使いたいと申し込んだところ、すでに他団体の申し込みがあり使えない、2階の同じ料金の部屋ではどうかという返事でした。1階の部屋を申しこんでた団体が2階の部屋を使える団体であれば交渉してほしい。	すべての方が利用しやすい公民館、交流センターを目指すことは非常に重要なことであり、利用者の方々にはご不便をおかけしているものと認識しています。しかしながら、樽井公民館以外の3館、交流センターについては、開館から約50年経過した施設であり、構造的にもエレベータ等の昇降機を設置することは困難です。なお、西信達公民館については令和10年4月に開校します(仮称)西信達義務教育学校内に設置される、(仮称)西信達コミュニティセンターに機能を移転する予定であり、西信達公民館についてはバリアフリー化が達成されるものと考えます。一方、信達公民館については、令和7年度には階段に手すりを設置し、可能な限りで利用しやすい環境を整備しました。今後とも全庁的な公共施設等の在り方検討の中で、大規模改修や建て替等が行われる場合には、バリアフリー化を進めます。なお、公民館の部屋の使用については、使用日の属する月の3か月前の月の初日から、交流センターについては、2か月前の月の初日から使用したい日の5日前までの申請ができ、先着順となります。(文化振興課・人権推進課)

	要望内容	要望回答
106	<p>あいびあの利用について ロッカーの利用について 昨年3月まで、1階の団体活動室の部屋に福祉会が利用できるロッカーがありました。ところが昨年3月の模様替えの時、ロッカーを空にしてほしいと要請があり、中の資料等を会長と事務局長の自宅に仮置きしました。あいびあの模様替えが終わり、今年度もロッカーを貸してほしいとお願いしたところ、他の団体も含めロッカーは一切貸さないことにしたと返事がありました。数年前まで、資料等の置き場がなく、過去の資料は散在し、貴重な書類も紛失して経過もわからずじまいでした。2年前、あいびあのロッカーを借りたことにより、大切な資料を保管できるようになりました。現在、個人の家に置いておくには限界があり、紛失の恐れがあります。書類、資料の保管のため、あいびあのロッカーを利用できるようにしてほしい。</p>	<p>泉南市総合福祉センターについて、令和6年度から、団体活動室だけでなく、多くの部屋の稼働率を上げるため貸部屋の再編を行い、本施設の有効活用に取り組んでいるところです。 ロッカーについては、部屋に備え付けのロッカーはお使いいただけますが、不特定多数の方が部屋を利用されますので、ご留意ください。 (長寿社会推進課)</p>
107	<p>避難の周知 3月末にあいびあの避難訓練に福祉会としても参加しました。その時に避難するようマイク放送がありましたが、聴覚障害者には伝わりませんでした。聴覚障がい者が使う部屋には、非常時にわかるように、パトライトとか、電光文字盤などを設置してほしい。</p>	<p>パトライトは平成9年総合福祉センター建設当時最新の防災システムの一つとして設置されたもので、当時としては最新のシステムでしたが、近年では、そのシステムも陳腐化、機器そのものも作動していない状況になっていました。今日では、施設全体での安全管理の見直しにより、令和3年度より、非常用放送設備の更新、令和4年度より、防災監視盤の更新を行い、最新の安全管理システムを導入し、運用しているところです。導入した安全管理システムでは、防災監視システムと非常放送設備を連携駆使し、施設全体での非常時の安全誘導を計るシステムとなっており、個別のパトライトによる誘導とは違ったものとなっています。 また、施設利用者を交えた避難訓練を定期的に行っていますので、是非ともご参加いただいて、非常時の避難誘導等について、安全の確認をお願いします。 (長寿社会推進課)</p>
108	<p>道路整備について 1.道路と交差するクレーチングで車いすのキャスターがはさまったり、白杖がはさまるものがあり、早急に交換してほしい。 道路と交差しているクレーチングで目の粗いものは、車いすのキャスターが挟まったり、視覚障害者の白杖が挟まり、非常に危険です。そのようなところのクレーチングは目の細かい物と早急に交換してほしい。 2.波打っている道路、デコボコの多い道路を整備してほしい。 特に市役所横から、消防署前を通り、中華料理店大元の方へ行く道路。3月に福祉会の会員がこの道路を通っていたところ、デコボコが激しく、圧迫骨折をし、2か月の療養を余儀なくされました。また、大苗代のファミリーマートから大阪晴愛病院(旧中谷病院)へ行く歩道、並びに泉南大阪晴愛病院(旧堀病院)の前から旧26号線の方へ行く歩道も凹凸がひどく視覚障害者、下肢障害者にとっては非常に危険です。 事故が再度起きないように、転倒やけがの恐れのある波打ってる道路、デコボコの多い道路は早急に整備してほしい。</p>	<p>歩道整備については、泉南市役所からあいびあ泉南までの歩道整備を令和5年度より進めています。その他の区間については、可能な範囲で修繕等の整備に取り組めます。 (道路課)</p>
109	<p>市主催のスポーツ・レクリエーションの実施 行政とともに進めていた阪南地区身体障害者スポーツ・レクリエーション大会が、コロナ禍以降行っていません。市が発行している障がい者計画、障害福祉計画においても、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、社会参加の促進をはかると記載されています。市が主催し、障がい者が楽しんで参加できるようなスポーツレクリエーション行事を企画実施してほしい。</p>	<p>阪南地区身体障害者スポーツ・レクリエーション大会については、本年度担当市である阪南市を中心に、関係市町での協議の上、開催について検討します。 (障害福祉課) 現在本市のスポーツイベントにつきましては、泉南市教育委員会が委嘱した委員で組織されるスポーツ推進委員協議会や、泉南市体育協会等が主催し、スポーツを楽しむきっかけづくりとして、様々なイベントを実施しています。今後も障害の有無に関わらず、誰もが楽しめるイベントを実施できるよう、スポーツ推進委員協議会や泉南市体育協会等に働きかけ、また、障害福祉課等の関係各課と連携し取り組めます。 (生涯学習課)</p>

	要望内容	要望回答
110	ヘルパー不足に市も対応してほしい 1.泉南市内には同行援護の事業所が1ヶ所しかありません。そのため、ガイドヘルパーが不足し、近隣市の事業所をお願いをしています。しかしながら、休日や緊急時の時にはヘルパー不足のため、断られることもありました。視覚障害者の外出保障のためにはガイドヘルパーはかせませません。ガイドヘルパーについては一次的には事業所の問題ですが、福祉サービスを管轄してる市としても無関係ではありません。ガイドヘルパー不足に対し市としても何らかの対応を考えてほしい。 2.重度の寝たきりの障がい者にとって訪問介護のヘルパーはなくてはならないものです。平日のヘルパーは何とか充足してはるようですが、休日は、訪問できるヘルパーがいないという理由で断る事業所があります。ガイドヘルパー同様、訪問ヘルパー不足を市としても認識し、なんとかサービスを受けられるようヘルパー増に対応してほしい。	現在、市内で同行援護の指定を受けている事業所は9か所あります。ただし、ガイドヘルパー不足のため、利用者を受け入れる体制には事業所ごとに差がある状況です。これからも、ヘルパー不足の解消に向けて、国や府に対してしっかりと要望を行います。それと同時に、市としても市内の事業所に協力をお願いし、ヘルパー不足を改善していけるよう努めます。 (障害福祉課)
111	重度の寝たきりの障がい者の世帯に、おむつの援助をしてほしい。重度の寝たきりの障がい者は、排泄機能も十分でなく、おむつに頼ってる人もいます。特に排便の調節ができない人の場合、一日に使うおむつの量が多く、購入量が多く、経済的にも苦しい世帯も出てきています。そのような世帯に対しておむつの現品か、購入する費用の一部を援助してほしい。	障害福祉課では、3歳以上であって、以下のいずれかに該当する方へ紙おむつの給付を行っています。 ・ストマの著しい変形等によりストマ用装具の使用が困難な者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害、高度の排便機能障害の者。 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者。 また、長寿社会推進課では、在宅の要介護度3以上の65歳以上高齢者で非課税世帯の方に、紙おむつの給付を行っています。 (障害福祉課)
112	兔田区内の水路清掃後の土砂等を回収して欲しい。	土砂は2年に一度回収します。その他ごみは直営にて対応します。 (産業振興課)
113	八幡山区自治会館裏屋根に覆いかぶさる桜の木の枝の伐採。自治会館裏屋根に桜の木の枝が覆いかぶさっています。桜の木も大きく、今後、台風等の大風時に屋根を損傷する恐れがあります。台風シーズンの前に屋根に覆いかぶさる桜の木の枝を伐採お願いいたします。	対応済みです。 (住宅公園課)
114	中之池の樋のハンドル格納場所のドアが腐食等により開閉が困難で日常の業務に支障がある為、ドアの交換をお願いします。	業者に依頼し対応します。 (産業振興課)
115	信達市場水路は他の水路と合流する為、少し強い雨が降ると水位が上昇し溢れそうになり、毎年近隣住民から苦情もあり、危険なため水路の改良対応をお願いします。	今後雨量の多い日に改めて水量の現地確認を行い対応いたします。 (産業振興課)
116	大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均20%)。緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。	現在職員の削減は行っておらず、今後も原則として、退職者(現業職は除く)数に応じた職員を補充する方針とし、更なる行政サービスの向上のため適正な人員配置に努めます。 (秘書人事課)
117	大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。	理事者・管理職等のジェンダーバランスが偏っている理由としては、管理職候補者となる係長への昇任試験の受験者数が少ないこと等が考えられます。受験意欲のある職員が出産・育児等で受験をあきらめることのないようライフイベントを見据えた係長昇任制度の確立を進めているところであり、引続き女性の管理職への登用に取り組みます。 (秘書人事課)
118	大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本語が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケットなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。	日本語が話せない等の外国人が窓口に来られた際には、泉南市に勤務する国際交流員に通訳を依頼するなどして対応します。なお、7月1日現在、外国語対応ができる職員数は、国際交流員やALTを含めて37人程度在籍しています。 (秘書人事課)
119	2023年度大阪府子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮I世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態となっている。公立大学により「総合考察」もふまえ以下について要望する。就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請を取り入れること。	1枚の申請書で同じ世帯の市立小中学校に通う子ども全員分の申請を可能としており、申請の簡素化を図っています。令和6年度から「小学校入学準備金」のオンライン申請を取り入れています。 (教育サービス課)

	要望内容	要望回答
120	中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており中学入学準備のためとの分析がされている。入学準備金については国基準に上乘せして支給額を増やし、支給日も2月初旬とすること。	中学校入学準備金の支給は3月初中旬とし支給額についても他市の状況もふまえ、慎重に検討します。 (教育サービス課)
121	朝ごはんを食べていない子どもたちの実態が指摘されている。学校を使って地域の子ども食堂やNPO組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。	朝ご飯を食べていない子どもの現状について大阪府等から最新情報が入った際には、子ども食堂交流会等での周知に努めます。 (家庭支援課)
122	大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。	本市の自立相談支援機関であるここサポ泉南(泉南市人権協会)と連携し、フードバンク事業を実施しており、フードバンクが必要と思われる方への案内を行っています。 ここサポ泉南(泉南市人権協会)のほか、病院、地域包括、市社会福祉協議会、福祉団体、民間企業等で物品の情報共有を行い、生活必需品を必要とされている方に届けています。子ども食堂にもここサポ泉南を通じ、食料の提供を実施しています。 (生活福祉課)
123	ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等を無償提供して協力すること。またチラシなどの困窮者支援や母子支援窓口で配架協力を行うこと。	本市の自立相談支援機関であるここサポ泉南(泉南市人権協会)と連携し、フードバンク事業を実施しており、ここサポ泉南で食料を保管しています。困窮世帯に対してここサポ泉南を紹介しており、そこで必要がある方については、フードバンクの案内を行っています。 (生活福祉課) 大阪府よりフードバンク・フードパントリー等の情報が入った際には、子ども食堂ネットワークに登録している子ども食堂に情報提供しています。 (家庭支援課)
124	児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。	児童扶養手当の申請時および現況届の提出時においては、受給資格要件の審査のため、法令に基づいた書類の提出を依頼しています。また面談時にはプライバシーに配慮を行い、支給決定に必要な最低限のものを聞き取り、人権侵害にならないよう配慮し対応しています。DV関連による聞き取りについても配慮を行い適切な対応を心がけています。面接時に他の制度の案内が必要な方には、制度の内容を説明し、母子・父子自立相談支援員が関係窓口へ同行するなど担当に繋いでいます。 外国人の申請者で外国語対応が必要な場合は、対応できる職員に通訳をお願いしています。 (家庭支援課)
125	こども家庭庁調査によると2024年度の子ども医療費助成の窓口負担ゼロ市町村は73%で、2025年度はさらに増える見込みであり、大阪府内市町村は後進自治体といっても過言ではない。については子ども医療費及びひとり親医療費助成制度の窓口負担を早急に無料とすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。	子どもおよびひとり親の医療費助成制度の自己負担額を無料にすることは、現状の本市財政状況では困難です。今後も国・府に対して、国における制度化と府制度の拡充を要望します。また入院時食事療養費についても国・府に要望します。 (家庭支援課) 妊産婦医療費助成制度は実施していませんが、令和7年度より妊産婦健康診査の助成について増額し、負担軽減に取り組んでいます。 (保健推進課)

	要望内容	要望回答
126	小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。	<p>泉南市における学校給食提供方式については、様々な角度から定量的・定性的に検討を行った結果、小学校給食については、現在の「センター方式」から「民間調理場活用(食缶デリバリー)方式」への変更を行い、令和7年8月1日から新たな方式での事業開始を目標とすることとしています。</p> <p>学校給食費については、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担と規定されています。本市において、令和7年度は、保護者の負担軽減のため、給食費の月額500円補助を行い、さらに昨今の物価高騰支援対策として、1人当たりの食材費として月額500円の支援を行っています。また学校給食費無償化に関しては、全国的な動向を踏まえ調査研究をします。(教育総務課)</p> <p>泉南市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しています。副食費については、1号認定は従来実費徴収の対象となっています。2号認定については、1号認定でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えにもとづき、国の基準に沿って対応することとなりました。なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。(保育子ども課)</p> <p>幼稚園の副食費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則であると従来整理されています。(指導課)</p>
127	学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。	各学校においては、学校保健法に基づき、受診結果を本人および保護者に通知し、その後の受診状況の把握も行っているところです。学校歯科検診で「要受診」と診断をされた児童・生徒の保護者には受診を促すとともに受診結果を報告してもらうようにしており、未受診となっている児童・生徒については、養護教諭および担任等が保護者に対し、できるだけ速やかに検査を勧めるよう働きかけ等を行っています。第三者付き添い受診の制度化については、介護医療のように制度が整備されない中で実現は困難です。(指導課)
128	児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。	全小学校で給食後に歯磨きができる時間を設けています。(指導課)
129	障がい児(者)が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児(者)歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。	市内には、障害児者専門の歯科診療施設はありませんが、泉佐野泉南医師会圏域の在宅歯科診療可能な診療所、大阪府下の障害者歯科診療施設の情報について、相談があった場合に情報提供できるよう、資料を作成しています。(障害福祉課)
130	最新の給付型奨学金を網羅したパンフレットを作成すること。その際には大阪市の奨学金パンフレットを参考とし、こどもたちの教育費によって貧困に陥らないよう最善の配慮を行うこと。さらには自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。	給付型奨学金を網羅した令和7年4月版大阪府教育庁「奨学金制度のご案内」を市ウェブサイトに掲載して周知を進めています。泉南市人権協会においては、家庭事情や経済的理由により進学をあきらめることなく、将来の進路に希望がもてるように「進路相談支援事業」として奨学金活用・進路選択等についての相談活動を行うとともに、各中学校においても、進路指導のコーナーにポスター掲示を行っています。市独自の奨学金の創設は、現状としては実現が難しい状況にあります。(指導課)
131	公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。	市営住宅の管理戸数は368戸、空き戸数は19戸(政策空家除く)ありますが、現在、未耐震住棟の建替事業を進めており、空き戸数のほとんどが建替対象又は未耐震住棟入居者の住替先となっている状況です。建替事業の推進に伴い、新規の入居募集も一時中断していることから、当面は目的外使用による提供の予定はありません。(住宅公園課)

	要望内容	要望回答
132	<p>保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。</p>	<p>国実施事業として「保育士等宿舍借り上げ支援事業」で保育所等の事業者が、保育士等用宿舍借り上げを支援するために必要な費用の補助を行っています。</p> <p>市独自事業としては、「潜在保育士職場復帰支援プログラム」を実施。保育士等の資格を有するが現在就労していない方を対象に市が臨時的任用職員として、公立こども園において一定期間雇用し、園の職員が指導・支援を行いながら保育現場への就職を支援しています。保育士資格の取得を目指す学生に対しても、「保育学生就職支援プログラム」を実施。公立認定こども園で保育補助員として受け入れ、現場実習を行いながら不安などを解消して就職ができるよう支援しています。また、「保育人材確保定着支援事業」として、新規採用者への祝金・永年勤続者への慰労金などを実施する民間保育施設に、費用の補助を行っています。</p> <p>(保育子ども課)</p> <p>学童保育支援員に関して、泉南市では家賃補助制度や奨学金制度等の実施については、現在のところ未定ですが、近隣市町の動向などを踏まえ、必要に応じて判断します。</p> <p>(生涯学習課)</p>
133	<p>役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でWi-Fiにアクセスできるようにすること。</p>	<p>市役所庁舎においては「Osaka Free Wi-Fi Lite」が接続可能となっています。詳しくは下記URLから「Osaka Free Wi-Fi Lite 利用方法・つなぎ方」をご確認ください。</p> <p>https://www.city.sennan.lg.jp/kakuka/soumu/somuka/soumukakari/annai/1462938426660.html</p> <p>(総務課)</p> <p>保健センターは、市民の健康の保持および増進を図る施設として運営しており、貸館利用はできず、Wi-Fiへのアクセスはできません。施設目的等、勘案して導入を検討します。</p> <p>(保健推進課)</p> <p>総合福祉センターでは、利用者の利便性の向上を図るため、フリーWi-Fi機器を3カ所設置しています。</p> <p>(長寿社会推進課)</p> <p>市内の4公民館のうち3公民館にフリーWi-Fiが設置されています。残り1公民館についても設置に取り組みます。</p> <p>(文化振興課)</p> <p>青少年センターではWi-Fi機器の設置を行い、貸館利用者の利便性向上のため必要に応じて活用いただいています。さらなる利便性向上のため、フリーWi-Fiについて今後検討します。</p> <p>(生涯学習課)</p> <p>市民交流センターでは、貸館利用者の利便性の向上を図るため、令和2年12月にフリーWi-Fi機器を設置し、必要に応じて利活用いただけるようにしています。</p> <p>(人権推進課)</p>
134	<p>子どもたちの命・安全がないがしろにされ、教育的意義も見いだせない「招待事業」に学校行事としての参加を中止すること。「招待事業」に学校行事としての参加を中止しないのであれば、日陰を増やす、体調不良の来場者の救護所利用の時間制限を撤廃し、その方の体調が回復するまで救護所が利用できるように救護の体制強化を万博協会、万博推進局に要望すること。</p>	<p>万博は本市の子どもたちが未来社会を直接体験することができる貴重な機会であり、みらいを創るこどもとして、その望ましい成長につなげることを狙いとした各校の意向を尊重しています。</p> <p>安全面についても、万博協会からの情報提供とともに、学校間や教職員間でもリアルタイムに情報交換を行っており、これまでの校外学習と同様に各学校でさらなる熱中症対策などの安全対策を進めています。これまでに参加した学校からあった改善点については、あらゆる機会を捉えて万博協会に要望しています。</p> <p>(指導課)</p>

	要望内容	要望回答
135	<p>国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化(マイナ保険証)の方針に基づき、昨年12月2日より、現行の健康保険証が廃止された(1年の経過措置あり)。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、10月の更新作業に向けたマイナ保険証を持っていない方への「資格確認書」などの発行作業や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応が自治体に求められている。以上の状況を踏まえて以下のことを要望する。</p> <p>1.全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。</p> <p>2.渋谷区や世田谷区では煩雑な「資格確認書」発行業務を簡素化するために、マイナ保険証を持っている方も含めて、全ての方に「資格確認書」を発行する。貴自治体においても自体対業務の簡素化と国民健康保険加入者の受診時のトラブル解消のためにも全ての加入者に「資格確認書」の発行を求める。</p>	<p>マイナ保険証を巡る医療機関でのトラブルについては新聞、テレビ等各種報道で確認しています。また、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送等の対応において職員の作業負担も増加しているところではありますが、国保の広域化に伴い、本市単独ではなく大阪府や府内自治体の動向も注視しつつ対応します。</p> <p>(保険年金課)</p>
136	<p>新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに感染者は後を絶たない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加の傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。</p>	<p>感染症、健康危機管理、母子保健、精神保健等、保健師等の果たす役割は多岐にわたっており、人事部局への必要な人員要望を行います。</p> <p>(保健推進課)</p>
137	<p>PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設置し周知徹底すること。</p>	<p>泉南市は土壌汚染の事務移譲を府から受けておりませんので、土壌検査については大阪府が実施主体となります。</p> <p>(環境整備課)</p> <p>PFAS血液検査等の実施については、国・府の動き等情報収集に努めるとともに近隣市町の取組等を参考に検討します。</p> <p>(保健推進課)</p>
138	<p>2025年度大阪府統一国保料は2024年度より若干下がったものの2023年度統一保険料レベルでしかなく、一人当統一保険料で見ると2018年度132,687円から2025年度162,164円へと22.2%ものアップとなっている。そのため各自治体の国保料の収納率も年々下がっており、納付金分を集めきれない状況となり、2023年度各市町村単年度赤字は37自治体にも及んでいる。各市町村は統一の問題点を強く大阪府に強く意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。</p>	<p>国保統一化については、持続可能な医療制度を構築するため、平成27年度に国民健康保険法が改正されたことに伴うものです。大阪府としても国民健康保険運営方針を策定し、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料となるよう、府内全市町村が協力して統一に向けて事務を進めてきたところです。国保の広域化に伴う、保険料、賦課限度額および減免制度の改定については、被保険者にとって急激な負担とならないよう段階的かつ計画的に行っています。</p> <p>また本市においては、基金を積み立てることができる財政状況ではありません。</p> <p>(保険年金課)</p>
139	<p>18歳までの子どもの均等割を無料にし傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。</p>	<p>子どもの均等割について、未就学児の均等割は令和4年4月より2分の1の減額を実施しています。なお、市長会を通じて、均等割の軽減に係る適用拡大について要望を行います。傷病手当金については、国保の広域化に伴い、大阪府や府内自治体の動向を注視しつつ対応を検討します。減免制度の内容については、市ウェブサイトに掲載しており、保険料納付通知書に同封して送付している市独自に作成したチラシにも、減免申請の方法を記載しています。また、各種申請書については、市ウェブサイトからダウンロードを可能とし、郵送申請も可能としています。</p> <p>(保険年金課)</p>
140	<p>2025年10月の保険証切り替え時には後期高齢者医療制度と同様に被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。</p>	<p>被保険者全員に対し、「資格確認証」を送付することについては、国保の広域化に伴い、大阪府や府内自治体の動向を注視しつつ対応を検討します。</p> <p>(保険年金課)</p>

	要望内容	要望回答
141	被用者保険への適用拡大による被保険者減、子ども子育て新制度分の納付金など、国保の給付とは関係ないにも関わらず保険料値上げを招いており、国の政策のもとでの国保料の値上げは理不尽である。国庫負担増を強く国に要請すること。	2025年度大阪府統一国保料は2024年度より少し下がりました。しかし、今後子ども子育て支援金制度の納付金など保険料の上昇が懸念されるところで、本市においても大阪府や府内自治体の動向を注視しつつ、市長会を通じて国に要望を行います。 (保険年金課)
142	国民健康保険料の決定通知・納付書・国保のしおり等の外国語対応をすること。	現在、決定通知・納付書については、外国語対応をしておりませんが、国保のしおりについては、スマホやタブレットを使用すると、英語・中国語・韓国語等10言語で読める・聞けるしおりを作成し配布しています。また、別途国民健康保険の制度について記載した英語版のパンフレットを配布しています。 (保険年金課)
143	特定健診・がん検診については、全国平均(2022年度37.5%)と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診やがん検診など市民健診の案内については多言語での対応をすること。	本市の健康増進計画「健康せんなん21」において、がん対策としてがん検診受診率向上を掲げ積極的に取組を行っています。子宮がん・乳がん検診のクーポン券の送付や大腸がん検診の無料化、国保との連携による特定健診とがん検診の同時実施、日曜健診等により受診率向上を目指し、早期発見・早期治療につなげます。また、検診の実施体制についても医師会等の協力を得ながら、より市民が受診しやすい環境整備に努めます。多言語での対応については、申出により個別対応を行っていますが、近隣市町の状況等情報収集し、検討します。 (保健推進課) 泉南市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)および第4期特定健康診査等実施計画において、特定健康診査受診率の向上は重点的な取組と位置付けています。令和5年度実績は、国(市町村国保)38.3%、大阪府31.8%、泉南市36.6%です。泉南市においては令和4年度に比べ、0.8%向上しています。さらに受診率の向上を目指すために、web予約の導入、がん検診と集団健診の同時実施や日曜日健診を実施しています。さらに、国保に新規加入される方に対して窓口で積極的に対面して受診勧奨を行います。外国語対応について、スマホやタブレットを使用すると、英語・中国語・韓国語等10言語で読める・聞ける国保のしおりを作成し、特定健診・特定保健指導についても掲載しています。 (保険年金課)
144	大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。	本市の健康増進計画「健康せんなん21」において、歯や口腔の健康の目標を定め、歯科保健対策に取り組んでいます。成人期では、20歳以上の方への歯周疾患検診(個別と集団)や妊婦歯科健康診査(個別)を自己負担なし(無料)で実施しています。広報紙やウェブサイトでの啓発の他、対象年齢(20・30・40・50・60・70歳)の方に個別通知を行っています。歯科健診の対象範囲の見直しについては、国の動きや近隣市町の状況等情報収集し、検討します。 (保健推進課) 歯科健診を受けるにあたり、障害を理由とした配慮が必要とされる場合には、障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用など、個別相談により対応します。 (障害福祉課)
145	第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。	第9期の保険料策定にあたっては、被保険者の所得に応じた保険料の段階の細分化を継続したうえで、高齢化による介護給付費が増加する中でも、基金を活用することで第1段階および第3段階の保険料を引き下げ、その他の段階については、第8期と同額としました。増加が見込まれる介護給付費については、介護予防・重度化防止を推進し、今後も保険料上昇の抑制に努めます。 (長寿社会推進課)
146	非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減すること。保険料減免制度を拡充し、当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。	介護保険料については、非課税者および低所得者を含め、所得に応じた保険料を設定しており、なおかつ、本市においては、市民税非課税世帯を主な対象とする独自の減免を行っています。 (長寿社会推進課)
147	介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)の拡充を国に求めるとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。	介護サービスに係る費用は国費、府費、市費、保険料および自己負担で賄っています。自治体独自に自己負担を軽減すると、保険料を引き上げる可能性が出てくることから、国の財源拡充に期待するところです。 (長寿社会推進課)

	要望内容	要望回答
148	<p>総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を奨励し、認定申請を抑制しないこと。 2.総合事業(介護予防・日常生活支援サービス事業)の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。 3.「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。 4.いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。 	<p>本市では、従来相当サービスのみの提供となっており、すべての要支援認定者が従来相当サービスを利用しています。 (長寿社会推進課)</p>
149	<p>保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。</p>	<p>保険者機能強化推進交付金の評価指標については、事業推進のための指標と認識しており、給付に関しては介護保険法の目的である自立した日常生活を営むことができるよう、今後も適切にサービスが提供されるように取り組みます。 (長寿社会推進課)</p>
150	<p>介護現場の人手不足を解消するため、国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。 自治体独自で、介護事業所に次のような人材確保・処遇改善支援策を実施すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.独自の処遇改善手当(月〇万円を週〇時間以上勤務する従事者に職種を問わず支給)支給すること 2.住宅確保支援手当を支給すること 3.介護従事者のスキルアップや資格取得等の研修受講費を支援すること。介護支援専門員の更新研修等の費用を助成すること 4.訪問介護事業所などへの自転車等移動手段支援の助成金を支給すること 5.介護事業所の職員募集費用等の助成をおこなうこと 	<p>泉南地域の5市3町および大阪府、大阪福祉人材支援センター、大阪府社会福祉協議会老人施設部会、大阪府社会福祉協議会、専門学校とともに、泉南地域介護人材確保連絡会議を組織し、今後ますます増大・多様化していく福祉・介護ニーズに対応するため、各団体と連携して研修会や就職相談会等を通じ、介護人材の確保に取り組みます。 (長寿社会推進課)</p>
151	<p>入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。</p>	<p>特別養護老人ホームにおいては在宅での生活が困難になり早急な入所が必要となった方が優先的に選考されます。高齢者の安全・安心な住まいの提供は重要な課題であり、サービス付き高齢者向け住宅が果たす役割は大きく、その整備計画については都市整備部局や大阪府と連携し、事前把握に努めています。また、サービス付き高齢者向け住宅について、長寿社会推進課窓口に登録簿を設置し、閲覧できるようにして入所待機者の解消に向け取組を行っています。 (長寿社会推進課)</p>
152	<p>次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1, 2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。</p>	<p>介護保険事業財政や被保険者の過度な負担とならないか等、今後の詳細な国の制度設計を注視し、対応します。 (長寿社会推進課)</p>
153	<p>高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体を立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。</p>	<p>高齢者などの要支援者を見守る際に、熱中症に対して啓発を行えるよう見守りネットワークや、概ね小学校区単位で実施している小地域ネットワーク活動、地域で活動されている民生委員児童委員協議会、日常生活圏域ごとに関催している地区ケア会議などの地域を見守る活動を行う団体に対し、熱中症に関する情報を共有し、見守りを行っています。 令和7年6月1日より泉南市総合福祉センターを気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として指定し、熱中症対策に取り組んでいます。 (長寿社会推進課)</p>
154	<p>介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。</p>	<p>介護保険証のマイナンバー化について、国は介護サービスの需要増大や多様化に加え、介護人材不足も見込まれる中、情報通信技術を活用した業務の効率化が図られるとし、また、被保険者側としても例えば、要介護認定の区分変更があったとしても、保険証の再発行が不要となるなど手続き上の効率化が考えられます。一方で個人情報の漏洩等についての懸念もあることから、今後の国の制度設計について注視します。 (長寿社会推進課)</p>

	要望内容	要望回答
155	軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を改善し、所得制限なしで助成額15万円以上とすること。未実施自治体では早急に制度化し実施すること。大阪市のように入居予防事業への参加を条件としなしこと。(現時点では東京都港区が60歳以上、上限144900円助成・課税の方は半額)	令和7年度から65歳以上の加齢性難聴者の方を対象に助成を開始しています。助成額については、市の財政状況を鑑み、所得制限は設けず、住民税非課税世帯および生活保護世帯であることを要件に1人あたり25,000円を助成しています。しかしながら、補聴器は高額であり高齢者にとって経済的負担が大ききことは認識しています。市長会を通じて、国および府に対し財政支援等、積極的な措置を講じるよう要望しています。また助成にあたり、介護予防事業への参加条件は設けていませんが、高齢期の聴力低下に対応し、補聴器を活用することで社会参加や地域交流を促してフレイル予防や認知症予防につながることを目的に助成しています。 (長寿社会推進課)
156	新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。	国の方針に基づき、定期接種を実施します。自己負担額は近隣市町とも調整して決定し、低所得者に対して負担軽減策を実施します。 (保健推進課) 令和5年度までは大阪府の実施する「高齢者施設等の従事者等への抗原キット定期検査」および「高齢者施設等(通所系・訪問系サービス)の従事者等に対する定期PCR検査」の実施についての周知に努めていましたが、現在は新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、他の5類感染症と同様の扱いをしています。そのうえで現状を鑑み、介護施設・事業所でクラスター等が発生した際には、国の基準に基づき市への報告を求めており、その際に衛生物品等の不足を把握した場合には、市の備蓄する衛生物品等を供与しています。 (長寿社会推進課)
157	後期高齢者医療の医療費窓口負担の「2割化」の影響などによる「受診控え」が起きているので、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。	75歳以上の後期高齢者の医療費は、約5割を公費で負担し、約4割が現役世代の負担(支援金)によって支えられています。令和4年(2022年)以降は、他の世代より突出して人口の多い団塊の世代が75歳以上になってきたため、医療費はさらに増大し、現役世代の負担がさらに大きくなりつつあります。こうした中で、現役世代の負担を少しでも減らしていくと同時に、全ての世代が安心して医療を受けられる社会を維持するために、後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しが行われました。この見直しにより、窓口負担割合が2割となる方には、外來の医療費が大幅に増えないようにするための配慮措置が設けられています。 (保険年金課)
158	带状疱疹は80才までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に带状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。今年4月から65歳以上定期接種化となったが、費用負担が発生し(生ワクチン4000円、不活性ワクチン1回11000円)、高齢者にとって大変な負担となるため、独自助成を行うこと。	自己負担額については、近隣市町との調整のうえ、決定しており、低所得者に対しては負担軽減策を実施しています。 (保健推進課)
159	介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」(令和5年6月30日)等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。	自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定および国の通達により、一律に介護保険を優先させるのではなく、必要な支援が介護保険サービスにより受け取ることが可能かを適切に判断することとされています。そのため、障害者の状況等を総合的に判断し、高齢担当およびケアプラン作成事業所とも調整しながら、障害福祉サービスの支給を検討しています。 (障害福祉課)
160	障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないということを原則として運用すること。	要介護認定の効力は申請日からである法的論拠に基づき、運用しています。 (障害福祉課)
161	日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。	申請をしない理由や事情等を十分に確認し、申請について理解を得られるよう働きかけをする中で、障害者の状況等を総合的に判断し、障害福祉サービス支給について検討します。 (障害福祉課)
162	介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。	一律に介護保険を優先させるのではなく、障害者の状況等を総合的に判断し、障害福祉サービスの支給をしており、支給基準等にも記載しています。 (障害福祉課)
163	介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること。	国による制度改正の動向を注視し、適切な運用に努め、国に対しては、市町村の差を解消するため、統一的な基準を示すよう要望をします。 (障害福祉課)

	要望内容	要望回答
164	介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること。	障害者総合支援法における自立支援給付と介護保険制度との適応関係において生じている市町村の差を解消するため、統一的な基準を示すとともに、供給対象者に関する市町村負担を軽減するため、国へ要望をします。 (障害福祉課)
165	障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。	利用者の障害特性に配慮し、ケアプラン作成事業所とも調整のうえ、障害福祉サービス事業所を継続利用していただけるよう努めています。 (障害福祉課)
166	障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。	障害福祉サービスでは、利用者負担の軽減措置として、国により、低所得の方が無理のない負担でサービスが利用できるような一定の措置が講じられています。 (障害福祉課)
167	2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。	府内市町村の動向をふまえて、慎重に対応します。 (障害福祉課)
168	療育手帳の新規発行・更新発行について、手続きをすれば速やかに発行すること。	大阪府において療育手帳の発行に時間を要している状況のため、できるだけ進達を速やかに処理するよう努めます。 (障害福祉課)
169	障害支援区分の決定及び受給者証の交付は、サービスの提供に切れ目が生じないように迅速・適切に手続きをおこなうこと。	サービスの提供に切れ目が生じないように、適切に事務処理をおこないます。 (障害福祉課)
170	コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が減少している自治体が多々ある。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。	他法他政策の活用や生活保護基準に則り、趣旨を説明したうえで、適正に行っています。扶養照会については個々の世帯状況により世帯の意思を尊重し対応しています。また、申請意思があれば申請を受理しています。 (生活福祉課)
171	大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度Ⅰ世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。	現時点でポスター制作はしておりません。相談に来られた時や入電があった際などに冊子等も使い、生活保護制度についてご理解いただけるよう説明に努めています。 (生活福祉課)
172	ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。DVや精神疾患、精神障害、発達障害等についても研修を行いケースワーカーや受付面接員の言動によって二次被害を引き起こさないこと。	社会福祉法に規定されている保護受給世帯80世帯に1名のケースワーカーが正規職員により充足されるよう人事部局に申し入れをしています。ケースワーカーとしての着任初年度には重点的に研修に参加し、業務に必要な幅広い人権意識の育成に努めています。また、常に生活保護手帳および問答集の内容に即して決定を行っています。 (生活福祉課)
173	保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。	決定通知書には決定理由と保護費の内訳が記載されています。新規の申請があり決定した際に通知書の見方を案内し、電話での問い合わせなどにも応じるなど保護費についての丁寧な説明に努めています。 (生活福祉課)
174	シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。	令和7年7月1日時点で9名のケースワーカーのうち6名が女性です。基本的に母子や女性のみ世帯の訪問には女性ケースワーカーが同行することとしています。 (生活福祉課)
175	自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとする。しおりと申請書はカウンターなどに常時配架すること。	本市では生活保護の「しおり」内の漢字にはルビを振り、制度についての理解が向上するよう努めています。「しおり」は相談に来られた方と保護決定した方にお配りし、内容を説明しています。 (生活福祉課)
176	警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。	警察官OBは今年から配置されていますが、生活保護の業務が主な担当ではありません。また、適正化ホットラインは実施しておりません。 (生活福祉課)
177	物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。	国および府へ同内容を要望しています。 (生活福祉課)
178	住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。	国の住宅扶助基準に沿って支給決定しています。特別基準の設定については、実情に応じ、個別に対応するよう努めています。 (生活福祉課)
179	医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。	薬の重複使用や相互作用による副作用などの健康被害を抑止と合わせ、本人の状況に応じて薬局より管理指導を実施することにより、健康管理への寄与と医療扶助費の適正効果を見込んでいます。 (生活福祉課)

	要望内容	要望回答
180	生活保護利用者の検診については、受診券を送付するか、生活保護受給者証明書を持って行けば簡単に検診が受けられるよう手続きを簡素化すること。	受診および検診については病院に医療券等を送付し対応しています。また初診の場合は医療機関にケースワーカーが連絡を入れ、受信時の手続きが簡易に済むように工夫しています。 (生活福祉課)
181	国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。	面談を実施し、世帯としての意思を確認しています。 (生活福祉課)
182	災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。	小学校・中学校の体育館の空調設備については、令和7年度にはすべての小中学校の体育館に空調設備を設置します。また、災害時における避難施設としての洋式トイレの必要性は理解しており、同時に和式トイレについても必要なものと考えています。災害発生時における避難所施設としての整備に関しては、危機管理部局と連携し検討します。 (教育総務課)
183	能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。	スフィア基準に示されている最低基準に対し避難所の一人当たりの広さは確保できており、水とトイレの提供については関係機関等の協力を得つつ、基準以上の提供を行っていくため、関係機関等と調整して計画を具体化します。 (危機管理課)
184	高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。	高齢者や障害者などの災害時要配慮者につきましては、その支援者の決定に取り組んでいます。高層住宅の自治会等と連携して、支援体制構築に取り組めます。 (危機管理課)
185	このところ各地で頻発している上下水道の老朽化による事故も踏まえ、上水道・下水道における法定外耐用年数を超過しているものの割合と、今後の対応についての計画を明らかにされたい。	下水道管渠に関しては、法定耐用年数が50年とされており、市が管理している下水道管約204kmのうち、50年を超えている管路は約3kmで、割合にすると約1.5%です。下水道施設の維持管理につきましては、ストックマネジメント計画を策定しており、その計画に基づいた調査・診断・改築・更新を実施していく予定であり、現時点では、一部の管路の調査を実施しています。上水道につきましては、大阪広域水道企業団に統合されていますので、企業団へご要望いただきますようお願いいたします。 (下水道課)
186	「重点支援地方交付金」を活用し、医療機関と歯科技工所を対象にした、諸物価や人件費の高騰などに対する財政措置を実施、拡充すること。	回答を求めず。
187	社会福祉の現場においては、安易な支出削減はサービスの量や質の低下に直結すること、また、国が定める公定価格により経営するものであり、物価高騰の影響を法人の判断で利用料の値上げ(価格への転嫁)をすることはできません。つきましては、社会福祉法人が、泉南市民の生活を守り、地域のセーフティネットの役割を果たしていくために、物価高騰対策として、社会福祉施設・事業所を対象に重点支援地方交付金による財政支援の速やかな実施をお願いします。	回答を求めず。
188	国民皆保険制度の下、保険者の責任で自動交付されきたのが従来の健康保険証です。マイナ保険証の強行により混乱をきたしている、資格確認の現場で今できる次善策が資格確認書の全交付であるものの、本来は従来の健康保険証が患者にとっても医療機関にとっても最善であることは明らかです。よって、本自治体においても、すべての被保険者の受療権を確保する観点から、以下の事項を強く求めます。 1. 国民健康保険の加入者全員に対し、資格確認書を自動交付すること。 2. 政府に対し、国民皆保険制度を守るため、従来の健康保険証を復活させるよう求めること。	回答を求めず。
189	文部科学省は、2022年度から第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」による財政措置を講じ、以下のように地方交付税が措置されています。 1. 学校図書館蔵書の充実 2. 学校図書館への新聞配備 3. 学校司書の配置 つきましては、厳しい財政状況とは存じますが、「5か年計画」に基づく学校図書館図書費、新聞購読費、学校司書配置の予算化に向けてご高配賜りますようお願い申し上げます。今年度も当初予算においての予算化ないし、補正予算等で計上されますよう、重ねてお願い申し上げます。	回答を求めず。
190	サラダ館よりちびっこ広場に至る農道はあちらこちら凸凹に穴が開き、年々悪くなるので全面的に改良していただきたい。	予算に応じて改修にて対応します。 (産業振興課)

	要望内容	要望回答
191	樫井湯水路が漏水しているため改修して欲しい。	業者に依頼し対応します。 (産業振興課)
192	なみはやグラウンドの管理運営に関する要望について 1.刈り取った芝生を撤去すること 2.ピッチャープレートを修繕すること 3.内野グラウンドの除草を行うこと	1.令和7年9月末までに撤去 2.令和7年8月26日に修繕 3.令和7年9月末までに撤去 (生涯学習課)
193	新家水路の床及び側面に穴や亀裂が多いので水漏れが多く米の作付けに支障があるので改修工事をお願いしたい。	業者に依頼し対応します。 (産業振興課)
194	八幡山区における空き地の草刈り 空き地の現状写真により定期的に持ち主の草刈り依頼をお願いしたい。空き地の為、現在の所有者を探して頂き草刈りをお願いいたします。	所有者を調査し空き地の適正管理の通知を送付しました。 (環境整備課)
195	遊水池に生える草木等の除去 遊水池1.八幡山区入口右側 遊水池2.第1公園奥 遊水池3.第2公園手前、住宅地内	遊水池1.浚渫の予算の確保に努めます。 遊水池2.点検作業等に支障があれば対応して参ります。 遊水池3.予算状況を考慮しながら可能な範囲で対応して参ります。 (下水道課)
196	八幡山区における第1公園、第2公園、第3公園に生える桜等の巨大化した木の枝及び、上部部分の切り落とし。	一部対応済みです。 (住宅公園課)
197	障がい者医療費助成事業について現行の制度を継続してください。	重度障害者医療費助成制度は、医療のセーフティネットとして府内の自治体が統一的に取り組んでいる制度です。今後も府内の自治体の状況を踏まえつつ、制度を継続していくよう努めます。 (障害福祉課)
198	通院支援が必要な透析患者について行政において施策を講じてください。	介護保険制度では、低所得者をはじめ利用者に過度な負担とならないよう、利用者の自己負担が高額になった場合に高額介護サービス費等の限度額を超えた分について給付する制度が整備されています。 また、本市における現状の通院支援については、介護保険制度による通院等乗降介助のほか、病院による送迎サービス、コミュニティバスの活用、福祉有償運送等があり、今後もサービス体制の継続に努めます。 (長寿社会推進課) 国民健康保険においては、特定疾病(人工透析が必要な慢性腎不全等)の被保険者に対し、自己負担限度額が1か月10,000円となる「特定疾病療養受療証」を発行しており、引き続きこの制度の周知を図り、自己負担額の抑制に努めます。また、レセプト情報をもとに糖尿病の重症化リスクのある被保険者に対して、医療機関への受診勧奨に引き続き取り組みます。 さらに、令和7年度泉南市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、人工透析への移行の可能性が高い糖尿病性腎症患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される方に対して、医療機関と連携して保健指導を実施することにより、人工透析への移行防止、遅延をはかり、対象者のQOLの維持・向上および保険者の医療費の適正化を図ります。 (保険年金課)
199	大規模災害が発生した際、透析患者が透析施設に通院するための手段を確保してください。 透析患者は交通手段が寸断されても透析を受けるため週3回以上の通院をしなければなりません。通院手段の確保が必要です。通院している透析施設や自宅が被災し遠方での透析を余儀なくされた場合、移動手段と宿泊先等を確保してください。	本市では、もはらクリニックと「災害時における人工透析患者の受入れに関する協定」を締結し、災害時における透析患者の受入れを行っていただくこととなっています。 発災後は、直ちに行政が支援を実施することは困難と思われるため、行政での通院手段の確保は現実的には難しいと考えられます。災害等に対する備えとして、普段通院している医療機関に、利用できなくなった場合の対応について相談しておくことや、親戚、知人、隣人、ヘルパー等、緊急時の移動手段・協力者を可能な限り事前に確保しておくことも大切です。 また避難の際に特に支援が必要と思われる方の名簿(要支援者名簿)を作成しており、透析患者の方も当該名簿への登録ができます。遠方での治療についても同様に、親戚や知人が居住する地域の医療機関を見つけておくことなどが重要な備えとなります。 (危機管理課)
200	大規模災害が発生した際、避難所等においても透析患者の特徴を理解し配慮した対応をしてください。 食事制限(塩分、カリウム、リン・水分等の摂取制限)を必要とするため、配給される飲食物への配慮をお願いします。	本市の備蓄食糧は、アレルギー対応のアルファ化米を購入しています。保存水も一定数量備蓄しています。市民に対しては、可能な限り1週間分の食糧等の備蓄をお願いしているところです。備蓄品については、今後も調査、研究をしながら、一律ではなく、要配慮者の観点も取り入れるよう努めます。 (危機管理課)

	要望内容	要望回答
201	合併症による障害等で足腰の弱い者が多いため、段差等への配慮をお願いするとともに、仮設トイレについては、障害者用トイレや洋式トイレの設置をお願いします。	避難所における要配慮者への対策として、一部の避難所ではマンホールトイレを設置し、障害者用に通常より大きなサイズの便座や TENT を備蓄しています。 また、通常の避難所では生活が困難な方については、福祉避難所で生活していただけるよう、市内の社会福祉施設3施設(なでしこりんくう、六尾の郷、ケアハウス長寿苑)との間で協定を締結しています。今後も引き続き福祉避難所の追加指定に努めます。 (危機管理課)
202	ウイルスや細菌などに対する抵抗力が弱く感染症を併発すると重症化しやすいため、衛生対策をお願いします。	発災直後より、避難所における感染予防対策に取り組みます。被災者の健康管理を実施するとともに、口腔衛生、マスクの着用、手洗い、手指消毒、換気の実施、密を避ける等について、ポスターやチラシを各避難所に配布して注意喚起し、予防啓発に努めます。医療ニーズのある方として透析患者については早急に把握するとともに、避難所等では患者の健康状態を問診票等で確認し、適切なアドバイスや医療スタッフ・医療機関との連携を早期に実施します。 (保健推進課)
203	大規模災害が発生した際、透析施設の情報が透析患者・家族等に十分に伝わるよう配慮してください。 大規模災害の際は、避難所・自宅等の居場所を問わず透析患者・家族等に透析施設や透析の実施状況等の情報が充分に伝わるよう配慮してください。	災害時の情報伝達については、市ウェブサイトやSNS(X、LINE等)を活用した情報提供が主な発信方法となります。令和6年度からは防災アプリも導入しています。透析施設等の医療、保健に関する情報については、市および保健所が発信する情報が有益なものと考えていますので、上記を用いて適切に情報伝達ができるよう努めます。 (危機管理課)
204	大規模災害が発生した際、貴自治体内にある透析施設の、速やかなインフラ(水道・電気等)の復旧に努めてください。 人工血液透析を行うためには、電気とともに患者1人に対し1回約120リットルの水が必要です。最大限のご配慮をお願いします。	大規模災害が発生した場合のライフラインの復旧については、災害対策の拠点施設や医療機関は優先的に復旧される施設となりますので、ライフライン事業の速やかな復旧を要請します。また令和6年度に市内の一部透析施設と広域水道企業団との間で、災害時の給水訓練が実施されました。今後も継続して実施できるように支援を行います。 (危機管理課)
205	災害時における患者会と自治体との連絡網を整備するとともに、日ごろから問題点の把握と情報共有をするための協議の場を設けてください。 貴自治体の担当窓口(担当者)の公開をお願いするとともに、定期的に患者団体との連絡会を開催し日ごろから問題点の把握と情報の共有ができる体制を整備してください。	本要望事項に回答させていただいた関係各課が内容に応じて個別対応しますので、個々にご相談ください。 (危機管理課)
206	谷口池堤体の外側、外法の急斜面下にある水路擁壁に3段重ねのブロックを施行してほしい。	予算に応じて改修にて対応します。 (産業振興課)
207	大雨の際、水路より水が溢れるので水路のかさ上げをしてほしい。	予算に応じて改修にて対応します。 (産業振興課)
208	水門のゲートが完全に閉まらず常に水路の1/3程度が流れており椋井川の水量が増えたり雨等によって田畑に水が流れ込む為水門を修理してほしい。	予算に応じて改修にて対応します。 (産業振興課)
209	新家道路上に400mm×300mm×30mm程度の穴が開いており自転車、バイク、歩行者が転倒する恐れがある為補修してほしい。	道路課直営にて補修。 (産業振興課)
210	出版物の販売は定価販売を遵守するよう改定されましたので、貴自治体におかれましては事情をご賢察のうえ、図書調達の予算化にあたっては定価購入にご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	回答を求めず。
211	訪問販売による消費者被害を防止するため、その勧誘の事前拒否制度の整備と訪問販売お断りステッカーの積極的作成・配布を求める意見書 1.国は、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という)を改正するなどし、消費者が、家の門戸に「訪問販売お断り」と記載されたステッカー(以下「訪問販売お断りステッカー」という)等を貼っておくなどの方法により、訪問販売にかかる勧誘を事前に拒絶することのできる制度を整備すべきである。 2.大阪府及び大阪府内の基礎自治体は、訪問販売お断りステッカーの作成・配布事業を、より積極的に推進すべきである。 3.国及び大阪府は、基礎自治体における訪問販売お断りステッカーの作成・配布事業に対し、財政的支援を行うべきである。	回答を求めず。

	要望内容	要望回答
212	種河神社から八幡山区に向かう宮川橋手前右側の空き地に生える草刈り及び雑木の除去。 八幡山区入口 公衆電話ボックス周辺の草刈り及び公衆電話ボックス側溝に生える草の除去。	対応済みです。 (道路課)
213	種河神社から八幡山区及び高野方面に向かう道路に大型トラック及び大型トレーラーの通行困難の注意喚起の標識を設置してほしい。	大型車通行規制区間ではないので対応不可。 (道路課)
214	男里男神社北側用水路擁壁の破損箇所を補修及び補強してほしい。	業者に依頼し対応します。 (産業振興課)
215	信達市場共同墓地南側里道に陥没箇所があり、はまって怪我をする危険がある。更に陥没箇所が拡がるリスクがあるので至急修復をお願いします。	業者に依頼し対応します。 (産業振興課)
216	八幡山区設置のカーブミラーの支柱及びミラーの取付金具が腐食しています。支柱に取り付けてあるタイプを隣の電柱に取り付けの変更をお願いします。	修繕発注済みです。 (道路課)
217	八幡山区空き家に生える庭木の伐採又は剪定。前面道路に入り込んでいるために伐採又は剪定。空き家の為に、現在の持ち主に庭木の伐採又は剪定の依頼をお願い致します。	当該空家について所有者を調査し、令和7年9月26日付け庭木繁茂道路越境につき現況写真を添付の上、空き家等の適正管理についての通知を郵送しました。 (環境整備課)
218	泉南りんくう公園テニスコートの補修のお願い テニスコート表面、ナイター照明、クラブハウスの補修・改善をご検討いただきたい。	1.コートにつきましては、令和9年度以降の予算要望をおこなっていきます。 2.電球の玉切れにつきましては、状況を調査し、令和8年度の予算の範囲内で順次対応していくことを検討します。 3.トイレにつきましては、全改修は不可能であります。令和8年度の予算の範囲内で便器の取替えなど部分的な補修で、対応していくことを検討します。 (住宅公園課)
219	新家大池から引谷池の導水路に設置している揚水ポンプより異音がしており水量も減収しているため、用水の利用に支障をきたしている現状であり早急な修理をお願いします。	業者に依頼し対応します。 (産業振興課)
220	令和8年度泉南市補助金に対する要望	予算の範囲内において真摯に対応します。(要旨) (産業振興課)
221	日常生活用具給付等事業における排泄管理支援用具に関する要望書給付基準額に関する見直しについて	日常生活用具給付等事業は、国の補助金に上限があり、本市の財政状況から、基準額の増額は難しい状況です。今後の見直しにおいては、近隣市町とも調整の上、慎重に検討してまいります。 (障害福祉課)
222	地方消費者行政強化交付金の見直しがどのような内容で決定されるか注視していただくとともに、貴自治体におかれましては、今年度の強化交付金の活用の有無に関わらず、令和8(2026)年度において、消費者行政予算(強化交付金活用自治体においてはその活用額を含む)を減額することなく、現行の行政水準を維持・拡充するために必要な予算を措置していただきますよう要望します。	回答を求めず。
223	「訪問販売による消費者被害を防止するため、この勧誘の事前拒否制度の整備と訪問販売お断りステッカーの積極的作成・配布を求める意見書」に対し、行政とも連携して社会的、公共的な役割を果たしている新聞業界の実情を踏まえ、新聞業界を含む健全な事業者の意見に耳を傾けて丁寧に実態を把握し、理解していただくことがぜひ必要と考えます。健全な事業者に対する規制の強化によって地域社会が閉ざされ、消費者が不利益を被ることのないよう、慎重なご対応を強く要望いたします。	回答を求めず。
224	高齢化が進み、免許返納などのため、移動に困難を抱える人が増えています。年を重ねても健康に住み続けられるよう、移動手段について、以下のことを求めます。 コミュニティバスについて ・次回の改定に向け市民の需要をふまえ、増車、増便を検討してください。 ・市役所前バス停にベンチが欲しい。その他、ベンチが置けるところは置いてほしい。 ・一丘団地下りの「よってって」付近にバス停がほしい。	令和8年度に「泉南市地域公共交通計画」を策定する予定であり、令和7年度に利用者・市民アンケートを実施しました。今後はアンケート等の意見を踏まえて、地域公共交通のあり方を検討します。 令和9年4月のダイヤ改定に向け、市民の意見を聞きながら、運行ルート・バス停・利便性向上策を検討します。 また、ベンチの設置については、歩道通行の支障、破損や不法投棄、周辺環境の清掃など、設置後の管理コストや維持管理の観点から設置は難しく、住民・地域と連携したベンチ設置等について、検討・調査に努めます。 (都市政策課)
225	デマンドタクシーの実施をもとめます。	デマンドタクシーは市の財政負担が大きく、実施は困難であるため、公共交通計画策定において、高齢者の移動手段を確保する方策を検討します。 (都市政策課)

	要望内容	要望回答
226	<p>道路その他について ・道のでこぼこをなおしてほしい</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.桜が丘住宅内の道 2.新家かつ喜前～大苗代の歩道。草も生えていて歩きにくい。 3.府道204号線樽井北～阪南市方面の歩道。また電柱が歩道の上に立っていて、歩きにくい。 4.樽井駅北の高架道路横から樽井北交差点に向かう道(白線、黄線も消えている。また溝も深く危険なのでふたをしてほしい) 5.樽井北交差点からあいびあ方面の歩道 6.新家小学校前の道 7.信達牧野十二本松線 8.樽井8丁目の前畑グランド前の道から南海線の踏切につながる道 	<ol style="list-style-type: none"> 1.当該箇所については市管理道路ではなく民間所有の私道であるため、舗装修繕等を行えない状況です。 2.草刈りについては年1回を基本としています。 3.府道のため、大阪府に要望します。 4.要望箇所ならびに緊急性の高い箇所を予算の範囲内で、市全体として検討しています。市管理道路のふた掛けについては、本市では行っていません。なお、沿道の土地所有者から利用形態によりふた掛けの申請があれば占用許可を出しています。 5.要望箇所ならびに緊急性の高い箇所を予算の範囲内で、市全体として検討します。 6.要望箇所ならびに緊急性の高い箇所を予算の範囲内で、市全体として検討します。 7.要望箇所ならびに緊急性の高い箇所を予算の範囲内で、市全体として検討します。 8.当該箇所は個人所有の土地が含まれているため全面的な舗装は行えません。(道路課)
227	<p>白線が消えかかっている</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.府道30号線兎田～セブンイレブンの黄線 2.新家交差点周辺 3.中小路南交差点周辺 4.紀州街道の泉南石綿の碑あたりの道の「とび出し注意」の字 5.新家ファミリー前の道と、その横のサングリーンに入る道 	<ol style="list-style-type: none"> 1.府道のため、大阪府に要望します。 2.府道のため、大阪府に要望します。 3.府道のため、大阪府に要望します。 4.府道のため、大阪府に要望します。 5.要望箇所ならびに緊急性の高い箇所を予算の範囲内で、市全体として検討しています。(道路課)
228	熊野街道に街灯を増やしてほしい。	府道のため、大阪府に要望します。(道路課)
229	新家小学校の裏の道に街灯をつけてほしい。	大阪府の河川管理用通路のため、大阪府に要望します。(道路課)
230	和泉砂川駅周辺に時計がほしい。	和泉砂川駅周辺の時計について、コミュニティバス事業で設置する予定はありません。(都市政策課)
231	泉南大阪晴愛病院前(中小路)の道の溝が深く危険。歩道もでこぼこ。	市管理道路のふた掛けについては、市では行っていません。なお、沿道の土地所有者から利用形態によりふた掛けの申請があれば占用許可を出しています。舗装の要望箇所については、緊急性の高い箇所を予算の範囲内で、市全体として検討しています。(道路課)
232	樽井地域にスーパーマーケット(食料品店)を誘致してほしい。	<p>本市では、進出意向のある企業への支援を目的とした「泉南市企業立地促進条例」に基づく各種奨励措置を設けており、市域全体で企業の誘致を進めています。今後も引き続き、当該条例の奨励措置について広く周知を行い、地域への企業立地促進に努めます。(連携戦略課)</p> <p>産業振興課では、企業誘致は行っていませんが、市内に起業を希望される場合、空き店舗対策に係る補助金等の支援を行っています。(産業振興課)</p>
233	樽井8丁目の昇龍の横の川に柵がほしい。	府道のため、大阪府に要望します。(道路課)
234	給食センターをなくさないでほしい。	小学校給食の提供方式につきましては安全・安心な学校給食の提供をめざし、その提供方式について種々検討し総合的に判断した結果、給食センターの建設や改修等ではなく、民間調理場を活用した食缶デリバリー方式の採用を決定したものです。民間調理場を活用した食缶デリバリー方式へ変更後も、継続して栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食の提供に努めます。(教育総務課)
235	物価高の折、支援金、地域振興券をもとめます。	<p>泉南市では独自に支援金を実施する予定はありません。国から実施するものがありましたら、取組みます。(生活福祉課)</p> <p>令和4年度に国から交付される地方創生交付金を活用して地域振興券事業を実施しましたが、費用対効果も考慮すると一定金額の振興券を配布する必要があると考えており、そうすると全体の事業費に係る財源の確保が課題となります。今後、生活支援策に対する国や府の交付金等が活用できる状況になれば、積極的に実施に向けて検討します。(産業振興課)</p>

	要望内容	要望回答
236	図書館の閉館時間を遅くしてほしい。せめて週1~2回でも、19時ごろまで開けてほしい。	開館時間の延長については、職員体制や建物管理経費の面から困難です。 (文化振興課)
237	補聴器購入の補助を増やしてほしい。	令和7年度から65歳以上の加齢性難聴者の方を対象に補聴器購入費用の助成を開始しています。助成額については、住民税非課税世帯および生活保護世帯であることを要件にお一人あたり25,000円を助成しております。補聴器は高額であり高齢者にとって経済的負担が大きいことは認識しており、市長会を通じて、国および府に対し財政支援等を要望するとともに補助の増額については申請状況等を見極めていく必要があると考えます。 (長寿社会推進課) 障害福祉課では、障害者総合支援法の規定に基づき、身体障害者手帳のある方や難病の方(対象疾病に限る)への補聴器購入の補助を行っています。また、身体障害者手帳の対象とならない軽度難聴児・中度難聴児への補助も行っています。 (障害福祉課)
238	下水道整備の進捗状況・今後の計画を知りたい。	本市では国からの交付金を活用し、下水道整備を鋭意進めており、令和6年度末の下水道普及率は、約63%となっています。令和7年度においては、牧野地区の汚水管整備を実施しています。今後の整備予定については、国道26号線から浜側の未整備区域(樽井、馬場、中小路)を優先的に整備し、その後、牧野地区を整備していく予定です。 (下水道課)
239	大阪府ひとり親家庭医療費助成制度については、親子の健康が自立の基盤となることはもとより、将来を担う子どもの健やかな育成を図るため、同居親族の所得要件を廃止し、本人のみの所得を基準とされたい。また、22歳までの大学生等とその保護者に対して、ひとり親家庭医療費助成制度延長を大阪モデルとして創設されたい。	ひとり親家庭等医療費助成制度の所得要件については、国制度の児童扶養手当の所得要件を準用し、大阪府の補助金要綱に基づき助成しております。市独自で新たな所得要件を設定するとシステムでは対応できない作業が増え、業務量が増大し、また、児童扶養手当との連携が出来なくなるため、毎年、11月の更新時に適正な医療証の発行をするための確認作業に時間を要することになります。また、22歳までの大学生等と保護者の医療費助成については、人数の想定が困難であり、大学生等のみを対象とする場合、不公平が生じるため、引き続き大阪府を通じて年齢の拡充について要望して参ります。 (家庭支援課)
240	母子家庭の母等の雇用にあたっては、就業の支援に関する特別措置法に基づき自治体や地元企業で正規雇用の拡大を図るなど、正規雇用施策の積極的な取組みを推進されたい。	ひとり親家庭の安定した就業を確保するため、高等職業訓練促進給付事業の実施等を通じて、就労支援体制の充実を努めています。引き続き、ハローワーク・一般企業と連携し、雇用の促進に取り組み、就労支援を行って参ります。 (家庭支援課)
241	放課後児童クラブについては、高学年までの利用引き上げを市町村において格差なく整備を図られたい。	泉南市留守家庭児童会は、平成28年度から入会対象児童の要件を見直し、平成27年度までの1年生から3年生までの対象要件を、1年生から6年生までを対象に改正し、利用範囲の拡充を実施しています。 (生涯学習課)
242	ファミリー・サポート・センター事業を利用するひとり親世帯については、親の所得に応じて利用料の軽減を図られたい。	ファミリー・サポート・センターを利用しているひとり親世帯は、現在4世帯で、4月~10月までの利用回数は38回、1世帯当たりの1か月の利用頻度は1~2回程度となっています。減免制度の導入につきましては、利用会員の利用回数の増加等、今後の状況をふまえ、検討して参りたいと思います。 (家庭支援課)
243	貧困寡婦の生活安定対策として、ひとり親家庭を経たひとり暮らしの寡婦に対し、寡婦の医療費助成制度を創設されたい。	ひとり暮らしの寡婦に対する新たな医療費制度を創設するには、対象となる市内のひとり暮らしの寡婦の方を把握し、医療費の必要経費の算出が必要であり、家庭支援課ではこれらを抽出することが不可能なため、確認、創設、予算化するにはかなりの時間と事務作業が生じます。また、泉南市の財政状況も厳しい状況であるため、新制度の創設は厳しいと考えます。 (家庭支援課)
244	ひとり親家庭の母子・父子並びに寡婦との交流事業をする為に助成金を現在の額より増額をお願いしたい。	補助金については、本市の補助金に関するガイドラインに基づき、様々な団体に対して補助金を支給しております。ガイドラインでは、食糧費、交際費、会員相互の親睦・交流経費は補助対象外となっております。 (家庭支援課)

	要望内容	要望回答
245	<p>就労支援施策の強化について 地域就労支援事業の強化について 「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に進められるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。 就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。 また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。</p>	<p>地域労働ネットワーク推進会議を通じて情報共有を図るとともに、地域の就労困難者を効果的に支援するため、他の就労支援機関と連携して事業を進めます。また、市福祉部局と連携し、子育てや介護・治療やひとり親家庭への就労支援に努めます。また、女性ひとり親家庭への支援については、テレワークなど様々な働き方が選択できるよう、人材育成について検討します。 (産業振興課)</p> <p>ひとり親家庭への就業支援として、個々のニーズに応じ企業の紹介やハローワークへの就労相談に繋ぎ計画的な支援を行っています。 また、8月の児童扶養手当現況届に合わせ、相談日を多く設けサポートの強化を図るとともに、より有利な職に就くための資格取得の支援も行っています。求人情報や資格取得のパンフレット等はカウンターに常時配架し周知をしています。 (家庭支援課)</p>
246	<p>障がい者雇用の支援強化について 府内に本社のある企業の法定雇用率達成企業の割合について全国平均を上回るよう障がい者雇用の推進すること。障がい者雇用ゼロの中小企業に対してマッチングの支援など、採用段階から定着するまで一貫した総合的な支援策をさらに強化すること。 また、障がい者雇用ゼロ企業などに対して、国による障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。 障がい者の意思を尊重した相談体制の充実、職場での障がい者就労への理解のための取り組みを推進すること。</p>	<p>就労困難者支援を効果的に推進する観点から、地域就労支援センター等と連携を図ります。障害者に対して相談できる体制が整っている障害者自立支援センター等の支援団体との情報交換を行い、きめ細やかな支援を図ります。また、大阪府雇用推進室発行の職業訓練ガイド等を利用して啓発を行い、障害者就労への取組に努めます。 (産業振興課)</p> <p>障害者総合支援法に基づく障害者就労に関する支援を実施するとともに、障害のある人が安心・安定して働き続けることができるように、今後も大阪府、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、啓発の取組も含めて、職場環境の整備を働きかけます。 (障害福祉課)</p>
247	<p>外国人労働者が安心して働くための環境整備 府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築すること。 また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を教えるボランティア等の養成講座を実施し、AIを活用し人材の育成・確保を行うこと。 特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。 さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ継続的な財政支援を講じること。</p>	<p>就労支援に関しては、地域就労支援センターにて、外国語翻訳のタブレットを常備活用し、就労支援に努めます。また、外国人の受入れ、定着についての情報発信に努めます。 (産業振興課)</p> <p>令和2年度から日本語教育の推進に関する法律に基づき、鳴滝識字教室と泉南日本語教室の実施を支援しており、泉南市在住または在勤の方を対象に鳴滝識字教室は週に1回、泉南日本語教室は週に2回、教室を開催しています。引き続き外国人労働者をはじめ様々な方に学習の場を提供できるよう支援に努めます。 (生涯学習課)</p>
248	<p>働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化 受動喫煙防止条例の再啓発を実施し、飲食店等での喫煙所の設置だけでなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。 また、2020年4月1日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。</p>	<p>本市では、健康教室、乳幼児健診および母子健康手帳交付時に、喫煙が及ぼす身体への影響についてという話もおりまぜながら保健指導を実施しており、また広報紙、ポスター等での受動喫煙に関する周知、啓発を今後も継続して行います。実態調査については、大阪府にて飲食店実態調査、府民への意識調査が行われており、喫煙可能店の減少、受動喫煙防止条例の認知度の上昇がみられています。今後も引き続き、保健事業や広報等で、受動喫煙防止、喫煙の害および禁煙外来についての啓発活動に努めます。 (保健推進課)</p> <p>庁舎敷地は健康増進法第28条第5号ロで指定する第一種施設であるため、大阪府受動喫煙防止条例第8条の規定により、令和2年4月1日から喫煙を禁止しています。 (総務課)</p>

	要望内容	要望回答
249	<p>ジェンダー平等社会の実現に向けて女性活躍・両立支援関連法の推進について女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。また、泉南市として特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。</p> <p>企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。</p> <p>改正育児・介護休業法(2025年4月1日施行)についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。</p>	<p>市内の中小企業に対しての周知・啓発について、関係機関と連携しながら検討します。 (産業振興課)</p> <p>本市においては「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、本計画を通じて女性が職業生活においてその個性と能力が十分に発揮できるよう適材適所の配置に努めます。また、性別を問わず全ての職員が育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向け、休暇制度等の周知・啓発を行います。 (秘書人事課)</p>
250	<p>女性の人権尊重と被害への適切な対応についてメディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。</p> <p>改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」を周知し、具体的取り組みをすすめること。</p> <p>また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。</p> <p>DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認(SO GI)に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。</p>	<p>本市では、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会で管理が決定された妊婦に対しては、サポートプランを作成し、母子保健と児童福祉が連携し、必要に応じて産前訪問を共同で実施しています。また、出産後も共同で訪問し、育児手技や養育環境を確認し、母子に必要な支援や社会資源の情報提供を行なっています。</p> <p>「不妊治療」の妊活支援として、不妊・不育専門相談窓口をウェブサイト等で周知し、また「ルナルナ」を掲載している大阪府のウェブサイトの紹介など、相談できる環境を支援するとともに、不妊・不育治療費等の一部を助成する経済的支援を実施しています。 (保健推進課)</p> <p>特定妊婦に対する切れ目のない支援について、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会で管理が決定された妊婦については、母子保健と家庭児童相談室が連携し、必要に応じて産前訪問を共同で実施しています。また、出産後も共同で訪問し、育児手技や養育環境を確認し、母子に必要な支援や社会資源の情報提供を行っています。 (家庭支援課)</p> <p>「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、DV被害者への支援体制を整えていきます。DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的マイノリティなど、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、市内相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、研修や連絡会議を実施し、庁内の関係機関等との連携強化、また、被害者保護の対応から自立支援の取組をすすめるため、女性相談支援員の配置に努めます。 (人権推進課)</p>
251	<p>多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。</p> <p>「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促進を図り、大阪府との自治体間連携を強化すること。</p> <p>また、「大阪府パートナーシップ専制証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、泉南市においても条例制定をめざすこと。加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設(多目的トイレ等)の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。</p>	<p>本市では、せんなん男女平等参画プランに基づき、性同一性障害を有する方などの人権を尊重するため、性の多様性、性的マイノリティの人権問題に関する講座を開催し、市民に対し、様々な性についての理解の啓発に努めています。</p> <p>パートナーシップ宣誓証明制度については、現在、府の制度を運用しているところですが、各自治体の状況を踏まえ検討します。 (人権推進課)</p> <p>本庁舎および別館庁舎において誰もが使用しやすい多目的トイレを設置しています。 (総務課)</p>
252	<p>労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について顧客、取引先にもハラスメントに含まれるため、中小企業の防止対策について周知・支援し、当事者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。</p> <p>また、東京都はカスタハラ防止条例を制定し、25年4月から施行している。被行為者として、学校教諭も対象となっていることから、カスタマーハラスメント対策も広く周知すること。ハラスメント被害者が相談窓口すぐに連絡しやすくなるよう、大阪府が2025年4月より開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を活用した取り組みを強化するとともに、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口を設置するよう働きかけを行うこと。</p>	<p>大阪労働局と情報共有を図り、労務管理やワークルールについての周知啓発を行います。また増加しつつある労働問題については、労働相談、法律相談等の専門相談事業を実施することでその解決に取組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発に努めます。 (産業振興課)</p>

	要望内容	要望回答
253	<p>治療・介護と仕事の両立に向けて 「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が2025年3月に改定した啓発冊子「女性活躍応援BOOK!」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。</p> <p>不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。</p> <p>事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことのできる機会を提供すること。</p> <p>大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で包括的な支援体制を構築すること。</p>	<p>病気の治療や介護を行いながら働く労働者に対し、事業主が適切な配慮が行えるよう、大阪労働局をはじめとする関係機関との情報共有、啓発に努めます。また、テレワークやスポットワーク等、在宅での就労や、空き時間を利用した就労等への支援策を検討していきます。</p> <p>(産業振興課)</p>
254	<p>中小企業・地場産業の支援について 「中小企業振興基本条例」による取り組みの実効性確保について</p> <p>大阪府の中小企業振興策において、中小企業は工業高校と連携を密にし人材確保に努めること。人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の策定や、行政の支援策の周知をはかり、取り組み件数を増やすこと。特に、府が推進する「MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)」を活用したDXセミナーや人材育成支援プログラムなどを、より多くの中小企業に届けるための広報・連携体制の強化すること。</p>	<p>大阪府等で実施している人材育成支援策等について、広く啓発を強化します。</p> <p>(産業振興課)</p>
255	<p>ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を経済産業局と連携し人材を確保すること。とりわけ、現場改善のノウハウを持つ人材の地域内循環を促進し、中小企業の生産性向上と人材育成の両立の実現を図ること。</p> <p>また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府として独自の支援制度を創設し、スクールの継続的な運営と人材派遣体制の強化を図ること。</p>	<p>大阪府と協議を図りながら検討します。</p> <p>(産業振興課)</p>
256	<p>中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について 工業高校や工業高等専門学校の専攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。</p> <p>さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を必ず行うこと。特に、訓練にかかる費用や大会参加に伴う旅費・滞在費など、企業の負担が大きい部分に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。</p>	<p>本市には工業高校や工業高等専門学校が存在せず、協力体制の構築は難しいものの、商工会等と連携し、広く情報収集および情報発信を行います。</p> <p>(産業振興課)</p>
257	<p>事業継続計画(BCP)策定率の向上にむけて 「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対して、BCP策定に必要なスキルやノウハウ、策定によるメリットを広く周知すること。</p> <p>併せて、策定率の向上を図るため、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等との連携策を一層強化すること。</p> <p>さらに、府の補助事業として実施されている、超簡易版BCP『これだけは!』シート等を活用したセミナー・ワークショップ・経営相談の実績を明らかにし、取組の効果を可視化すること。加えて、「事業継続力強化計画」に基づく低利融資や税制優遇といった支援策の利用状況を把握し、より多くの中小企業が活用できるよう促進すること。</p> <p>また、BCPの一環としてのサイバーセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。</p>	<p>商工会と連携し、事業継続に関する基本計画の策定を進めるとともに、市内中小企業に対し、BCPIに必要な考え方、策定手順、見直し方法、実効性の確保等、普及に向けて必要な知識を得る機会の提供と周知啓発に努めます。あわせて、中小企業においてもサイバーセキュリティへの啓発を行います。</p> <p>(産業振興課)</p>

	要望内容	要望回答
258	取引の適正化の実現に向けて フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するよう、大阪府として積極的な働きかけを行うこと。特に、府内中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。 また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。	大阪府と連携し、必要な情報の周知啓発に努めます。 (産業振興課)
259	公契約における取引の適正化の実現に向けて 地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。特に大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」については、受注者の利益を損なわない「増額スライド額」とするよう、現行の「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」という表現を、「経営上必要な利益まで損なわない」に改めること。これにより、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。 また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注の是正を図ること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いているため、府としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。 加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。	市から民間企業への発注は各部署で幅広く行われており、国通知、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針などを踏まえ、必要な予算を見込むとともに、受注者からの要請などに対しては、適切に対応するよう努めています。 また、事業者が法令違反に伴い監督官公庁から処分や商号の公表がなされた場合、指名停止措置を行う旨の要綱を定め公表しています。 (契約検査課)
260	公契約条例の制定について 公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」(ILO第94号条約型)の制定を積極的に推進すること。 また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配慮を確保すること。特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。	労働者の賃金・労働条件を決め、その決めた内容を実際に現場労働に適用する規定を設けることは、本来、法律において規定するべきものであるとの考えもあることから、国に対し関係法令の整備について要望を行っています。 今後も国の動向や既に制定している自治体の運用状況について注視するとともに、公共調達における人権尊重の取組への配慮も含め、引き続き検討課題として取扱います。 (契約検査課)
261	海外で事業展開を図る企業への支援 海外に事業拠点を持つ、または海外事業展開を図ろうとする企業に対し、ILO中核的労働基準(結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止・児童労働の廃止・差別の排除)の遵守の重要性について、府として明確に周知徹底を図ること。特に、現地法人の経営層やマネジメント層に対しては、労働者との対話や労働条件の整備に関する研修や情報提供を強化すること。 また、海外事業拠点や取引先を含むサプライチェーン全体において、人権デューデリジェンス(HREDD)の必要性についても周知徹底を図ること。大阪府としては、国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や、2025年にEUで施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令(CSDDD)」などの国際的な法制度を踏まえ、府内企業が適切な対応を取れるよう支援体制を整備すること。	海外事業展開を図ろうとする地元企業があれば、大阪府、大阪産業局等と連携して協力するとともに、労働条件の整備についても啓発を行い、労働相談、法律相談等の専門相談事業を通じてその解決に取組むとともに、大阪労働局とも情報共有を図り、啓発に努めます。 (産業振興課)

	要望内容	要望回答
262	<p>産官学等の連携による人材の確保・育成 「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。特に、大阪府内においては、製造業やエネルギー関連産業、DX・脱炭素分野など、成長が期待される分野において人材不足が深刻化しており、産業界・教育機関・自治体が一体となった人材育成の仕組みづくりを行うこと。 関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、蓄電池関連産業の集積が進む関西地域において、2030年までに約3万人の人材育成を目標に掲げ、高校・高専・大学・社会人向けの教育プログラムを産学官連携で展開している。 ただし、現行の枠組みにおいては、経済産業省の地方局（近畿経済産業局）が主導するため、大学や高専は対象となっている一方で、工業高校は都道府県の教育委員会の所管であることから、制度上の連携が不十分な場合がある。 このため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合には、制度の拡充を図り、工業高校も積極的に参画できるよう調整を行うこと。 また、同様の枠組みを他産業分野にも横展開し、地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に取り組むこと。</p>	<p>地域産業における人材の確保・育成について近畿経済産業局などと情報共有を図るとともに、効果的な施策について検討をします。 （産業振興課）</p>
263	<p>地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について 令和6年生活困窮者自立支援改正法による支援会議が未設置の場合、早急に設置すること。また、設置済みであれば人材確保、予算措置等の運営支援を大阪府に求めること。</p>	<p>支援会議について、令和8年度設置に向けて進めています。引き続き国庫負担金および国庫補助金を申請して事業を行います。 （生活福祉課）</p>
264	<p>住宅セーフティネット法の周知徹底について 2025年10月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知するとともに、地域居住支援協議会の未設置自治体は設置支援、既設地域への運営支援強化を大阪府に求めること。</p>	<p>大阪府と連携し進めます。 （生活福祉課）</p>
265	<p>住宅確保要配慮者の実態把握の推進について 住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。</p>	<p>支援会議を運営する中で、困難を抱える人の情報を共有し、支援を実施します。 （生活福祉課）</p>
266	<p>予防医療及び健康づくりのさらなる推進について がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について 学生期からがん検診の重要性を広く周知するとともに、検診率の高い市町村の好事例を共有化するなど、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。</p>	<p>本市では、例年「二十歳のつどい」にて、子宮がん検診の啓発チラシを配布し、がん検診の重要性について周知しています。受診率向上のために、無料クーポン（20歳女性に子宮がん検診、40歳女性に乳がん検診）を送付、節目年齢の市民にがん検診受診勧奨通知、未受診者に再勧奨通知を送付し、また、特定健康診査とがん検診を同時に実施することで、市民の利便性向上に努めています。働き盛りの世代に対しては、日曜日検診を実施、住民税非課税世帯・生活保護受給世帯に対しては、検診費用を無料とし、受診機会の確保に努めています。 （保健推進課）</p>
267	<p>口腔保健事業の周知徹底について すべての市町村でライフステージごとの歯科健診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。</p>	<p>本市では、1歳7か月、2歳6か月、3歳6か月の幼児に対して歯科健診を実施し、幼児期からの歯科に関する啓発および指導を実施しています。また、妊婦歯科健康診査を実施しており、妊娠届出時に受診票を発行し、妊娠期の口腔衛生についての啓発を行っています。また、成人を対象に20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳を対象に歯周疾患検診を実施し、歯周病の早期発見、早期治療につなげています。 （保健推進課） 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施において、歯科医師によるオーラルフレイル予防講演会および「まちかど健康チェック」と題して、地域の商業施設に出張し体組成測定や握力測定、血圧測定と一緒にかむ力測定（咀嚼力測定）を実施します。また、75歳になられた後期高齢者医療新規加入者への全戸家庭訪問により、きめ細やかな支援を実施します。個別対応により、歯科健診の重要性を説明し、受診率向上に努めます。 （保険年金課）</p>

	要望内容	要望回答
268	<p>医療提供体制の整備に向けて 医療人材の勤務環境と処遇改善について 労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。 医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。 また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。 地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。</p>	<p>本市では、初期救急医療および二次救急医療に対して、近隣市町と共同で運営に要する費用の一部を補助しており、医療人材の労働環境を含めた医療の提供体制の整備に努めています。また、本市では市民病院は有していませんが、地域医療機関の看護職不足解消の1つとして医師会立看護専門学校への運営費補助を行い、地域医療の充実をめざしています。また、医師会の地域医療向上のための事業（講演会等）を支援しています。今後も大阪府や医師会との連携を図りながら、地域医療の推進に努めます。 （保健推進課）</p>
269	<p>利用者が安心して住み慣れた地域でくらし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて 地域包括ケアの推進について 利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう十分な支援を行うこと。</p>	<p>本市では、高齢者の現状や課題把握のため、3年に一度の高齢者の生活に関するアンケート調査を実施し、府の施策や関連計画と整合を図りながら、具体的な取組や計画を策定しています。アンケート結果や計画等を踏まえた上で、泉南市地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域包括支援センターの設置や委託、運営、職員の確保等に関すること等委員に諮り、その意見を受けて適切な整備・運営に努めています。また、地域包括支援センターと連携し、高齢者の複雑化する支援困難な事例や介護離職に関する相談に対しても対応しています。 住民への周知・広報に関しては、広報紙およびウェブサイトへの掲載、市窓口での周知パンフレットの配布、また、子どもから高齢者まで参加できる認知症啓発イベント「WAO伴」を地域包括支援センター等と一緒に開催し、周知活動に努めています。引き続き、市と地域包括支援センターと一体的な運営が行うことができるよう体制の整備を図ります。 （長寿社会推進課）</p>
270	<p>介護職員等の処遇改善に向けて 介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含めた相談・支援体制を大阪府と構築し、取得促進をはかること。</p>	<p>介護職員等処遇改善加算関係業務を所管する広域福祉課において、「令和7年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について」（令和7年1月21日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」（令和7年2月7日付け老発0207第5号厚生労働省老健局長通知）および「「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」の送付について」（令和7年2月7日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）に従い、処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業所には、期日までに処遇改善計画書等の提出を行うよう指導しています。また、広域福祉課が実施する集団指導および運営指導においても必要な指導を行っています。また、介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対して、同加算を取得できるよう広域福祉課において個別相談も含めた相談・支援を行っています。 （長寿社会推進課）</p>
271	<p>ハラスメントの防止対策について 利用者が介護保険を利用する際に、ハラスメント防止に向けたチラシを配布するなど、利用する家族も含めて周知徹底し、対策を強化すること。</p>	<p>指定居宅サービス事業者等の指定、指導等を所管する広域福祉課のウェブサイトにおいて、大阪府内の介護事業所および施設に従事する職員および管理者等を対象に、利用者やその家族からのハラスメントについての相談窓口が設置された旨を周知しているほか、広域福祉課が実施する集団指導においても、大阪府が作成した「カスタマーハラスメント防止に係るチラシ」を資料として掲載しています。 （長寿社会推進課）</p>
272	<p>介護サービスの安定的な提供に向けて 2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないよう、事業者への周知徹底をはかること。</p>	<p>2024年度の介護報酬改定により人員配置基準の見直しが行われた点に関しては、指定居宅サービス事業者等の指定、指導等を所管する広域福祉課が令和6年度の集団指導の「資料2 令和6年度介護報酬改定等について」において周知しているところです。 （長寿社会推進課）</p>
273	<p>認知症対策について 地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企業等への啓発を強化すること。</p>	<p>認知症カフェを12か所設置し、認知症の人やその家族が地域で交流できる場を設けています。若年性認知症に特化した認知症カフェが1か所、若年性認知症当事者が主体となり開催しているカフェが1か所あります。認知症サポーターは平成19年からの総計22,282名、うち令和7年度は11月時点で653名となっています。認知症サポーター養成講座は、こども園、幼稚園、小・中学校、高校、企業にも開催しています。 （長寿社会推進課）</p>

	要望内容	要望回答
274	子ども・子育て施策の着実な実施に向けて保育士等の確保と処遇改善・定着支援について質の高い保育が可能となるよう、大阪府と連携した改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を行うこと。併せて2026年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に伴い、大阪府へ単独予算による更なる職員配置や職場環境の改善を要請し、研修機会の確保に努めること。	職場環境の改善としては、保育補助員を雇用したり、ICTを導入したりしながら保育士の負担軽減となるようにしています。雇用に関しては、正規・常勤のほか、子育てをしながら短時間でも働けるような雇用形態も用意し、人材確保に努めています。また、「こども誰でも通園制度」実施に伴う、職員配置や職場環境の改善を府へ要求してまいります。(保育子ども課)
275	保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて2025年度を初年度とする「大阪府子ども計画」に掲げた目標達成に向けて、所管部署や関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。	「第2期泉南市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年～令和6年)の進捗管理を次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会において、各委員からの意見を「泉南市子ども計画」(令和7年度から開始)に反映しています。今後も計画の進捗管理および各委員からの意見を基に計画を進めます。(子ども政策課)
276	地域子ども・子育て支援事業の支援体制について大阪府子ども計画と連動しながら、自治体間の支援格差や担い手不足、情報提供や支援制度の周知不足、多様な家庭ニーズへの対応の遅れ、支援の隙間や制度間の連携不足など、身近で頼れる「地域のセーフティネット事業」として、自治体間の連携を強化するとともに、包括的かつ持続的な府独自の支援体制を構築すること。	泉南市子ども計画(令和7年3月策定)では、関係各課と連携を図りながら策定を行いました。支援の隙間や制度間の連携不足が無いよう今後も関係各課と連携を図ります。(子ども政策課)
277	子どもの貧困対策と居場所支援について多様な背景を持つ家庭へのアウトリーチ型の支援を強化すること。また、支援制度や利用方法について、情報提供を強化すること。	家庭児童相談室の相談員が、子ども食堂への利用を促したり、必要に応じて同行支援したりしています。(家庭支援課)
278	居場所づくりのさらなる充実に向けて居場所の設置や支援体制に地域差が出ないよう、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。加えて、居場所を運営する団体の経営の安定性や人材確保・雇用の安定につながる府独自の支援体制を構築すること。	子ども食堂を開催している様々な主体が、相互に連携・情報交換を図り、地域ぐるみで子どもの居場所づくりに取組めるよう、子ども食堂の運営を支援し、子ども食堂のさらなる普及・定着を図るため泉南市子ども食堂ネットワークを設置し、補助金を交付しています。送迎支援をしている子ども食堂等、泉南市内で10か所の子ども食堂が存在しています。子ども食堂の情報は市のウェブサイトに掲載し、マップ化もしています。(家庭支援課)
279	子どもの虐待防止対策について児童福祉司や児童心理司、相談員など専門人材の育成・確保をさらに進めるとともに、警察、学校、医療機関など関係機関との情報共有や連携体制の構築を進め、早期発見・対応を強化すること。	11月1日から30日までの間、オレンジリボンキャンペーンとして、市役所、幼稚園、保育施設、小中学校、イオンモールりんくう泉南、駅前を含む公共施設等で児童虐待防止の重要性について周知するため、ポスターの掲示、のぼりの設置、ティッシュの配布等による啓発活動を行いました。オレンジリボン啓発ジャンパーの着用による啓発活動を実施します。また、キャンペーン期間以外においても、ポスター等の掲示やウェブサイトを通じて、虐待の未然防止や通告義務について啓発周知を行い、学校等と連携の元、虐待の早期発見による未然防止に努めています。(家庭支援課)
280	ヤングケアラーへの支援体制の整備について情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。	11月にオレンジリボンキャンペーンの一環として、ヤングケアラーの概念等について広く周知するため、本庁ロビーにポスター等を掲示し、啓発に努めています。(家庭支援課) 学校が日常的に接している立場を生かした、気づき、見守り、つなぐ役割を果たすことが重要であり、学校内および教育委員会への情報共有が円滑に行われる体制整備に努めます。また、家庭の事情により支援が複雑化する場合にはスクールソーシャルワーカー(SSW)が中心となって関係機関との連携を図ります。(指導課)
281	教職員の長時間労働是正と人材確保について長時間勤務の是正に向けた取り組みについて効果・検証をはかり、府立学校・市町村立学校における働き方改革をさらに促進すること。また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。	令和2年度から国により順次行われていた小学校35人学級編制が今年度全学年において完了しました。この施策は中学校においても令和8年度から順次行われます。また、教職員の働き方改革として、校務支援システムの導入、学校閉庁日の設定、一斉退庁日の推奨および部活動休養日(ノークラブデー)の設定を全校一斉に実施しており、ワークライフバランスの充実が図れるように学校長を通じて指導しています。教職員の欠員対策については、任命権者である大阪府教育庁が定める制度を活用し、欠員を生じさせないよう努めます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実させることにより役割を明確にした多面的な支援体制の構築することや、ストレスチェック事業を実施することにより府費負担教職員の労働安全衛生体制の確立に努めます。(指導課)

	要望内容	要望回答
282	子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置体制を更に拡大し、相談・支援実績を可視化すること。	スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)ごとの対応実績を可視化しており、深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、暴力行為、不登校、自死等への対策として、支援が十分に行き届いているか協議を行うとともに、必要に応じて配置の充実に努めます。また、増加の一途をたどる不登校児童生徒支援のため、校内教育支援ルームの設置および校内教育支援員の配置拡張に努めます。(指導課)
283	奨学金制度の改善について 経済的な理由や家計が急変したことにより、高校・大学への進学の見送りや退学することがないよう、独自の給付型奨学金制度の対象者枠を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。	改善について、機会を通じて要望します。また新たな返済制度については、現在のところ予算の関係上、創設の予定はありませんが、「奨学金」制度の充実は利用者にとって重要なことと認識していますので、他課と連携し検討を進めます。相談窓口についても他課と連携し、充実に努めます。(指導課)
284	労働教育のカリキュラム化について 労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した教育活動をさらに充実させること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。	泉南市立中学校では、全ての中学生を対象に「職業体験」を実施しています。この体験は単なる実習にとどまらず、学んだことをプレゼンテーション形式で発表し、全体での共有を重視しています。また、職業体験に先立ち、企業からゲストティーチャーを招き、「勤労・生産」に関する講話を行う学校もあります。この取組は小学校にも積極的に取り入れられており、特に中学校区における小中連携を通じて、キャリア教育の充実を図っています。さらに、探究活動の充実をめざし、地域や企業との連携を強化する学校も増えています。(指導課)
285	人権侵害等(差別的言動の解消)に関する取り組み強化について 2023年に開設されたインターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」や、人権に関する各種相談窓口についても、広く府内に認知されるよう周知徹底し、活用を促進すること。加えて、相談体制を整えるとともに、相談事例や市町村別の事象を分析するなど実態把握に努め、人権施策を推進すること。	本市では、平成29年8月に策定した泉南市人権行政基本方針、令和元年8月に策定した泉南市人権行政推進プランや、令和7年5月に策定した泉南市部落差別解消推進基本方針プランにおいてもインターネット上の人権問題として位置付けており、今後も引き続きインターネット上の権利侵害に関する相談・支援について、モニタリングを行うなど実態把握に努め、専門機関と連携して取り組めます。また、子どものインターネット利用に関して、適切な利用や自らの権利を守る方法について、子ども・保護者への教育・啓発を進め、令和7年度には、インターネット上のSNSやテレビ、新聞等の無数にあるメディアからの情報を正しく理解するためのメディア・リテラシーと人権、ソーシャルメディアをテーマにした講演を開催し、今後も市民の人権意識の向上に向けた啓発・周知を推進します。(人権推進課)
286	行政におけるデジタル化の推進について デジタル化を進めるにあたり、デジタル人材の確保や市町村の電子システムの導入、周知など、誰もが便利で快適に利用可能なデジタル行政を、促進すること。併せて、市町村HPからmy door OSAKA(マイド・ア・おおさか)へリンクさせ、利用者数の拡大をはかるとともに、デジタル機器に不慣れな府民へのフォロー体制を整備するなど、対応を推進すること。	本市のデジタル化を推進するにあたっては、職員の意識改革とデジタル人材の確保・育成に努めるとともに、令和6年1月に導入したオンライン申請システムである泉南市スマート申請システムの普及促進を行い市民の利便性向上に努めます。my door OSAKA(マイド・ア・おおさか)については、事例の確認や利用方法の検討に努めます。また、デジタル機器に不慣れな方に対して、国の事業を活用したスマホ講座を令和7年度中に計6日間開催し、令和8年度以降もデジタル機器に不慣れな市民への情報格差の解消に向けた取組の実施に努めます。(デジタル推進課)
287	「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて 公平・公正な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向け、さらなるマイナンバーカードの普及促進をはかること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして10年、マイナポイント事業開始(電子証明書)から5年が経過することによる期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、府民に混乱なく利便性の周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。	市民がセキュリティへの不安をなくし安心してマイナンバーカードを利用できるよう、運転免許証との一体化などを含め、制度の安全性に関する情報などを、市の広報紙やウェブサイト等を通じて周知するなど、「マイナンバー制度」の理解促進および普及促進に努めます。(デジタル推進課)

	要望内容	要望回答
288	<p>政治参加への意識向上にむけて 各級選挙の投票率が全国的に低下傾向にある中、特に若者の無関心層にどうアプローチするかが課題となっている。投票機会の確保、投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定に取り組み、電子投票のデジタル機器確保に向けた予算措置を講じること。加えて、移動手段が制限された高齢者、障がい者、傷病者などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。</p>	<p>今後選挙権を持つ若者へのアプローチとしては、令和6年度より中学校に加えて小学校においても出前授業、模擬投票を行ってきましたが、令和8年度につきましても引き続き行います。 電子投票の導入については、全投票所のネットワーク構築が前提となり、費用負担の面からも、現在の本市の状況においては直近での導入については消極的に捉えています。将来的には現投票所施設の老朽化、人口減少等により、市全体の公共施設等の最適化計画に合わせた投票区および投票所施設の見直しを推進する必要があり、併せて検討が必要なものと考えます。今後も引き続き、導入および維持に係る費用と、選挙人の利便性向上や、それに伴う投票率の向上や投開票の簡素化などの費用対効果を十分に検討しつつ、より低コストでの実施方法や、導入済みの自治体での事例を研究します。 また、郵便等投票制度の手続きの簡素化については、同旨の内容が全国市区選挙管理委員会連合会の公職選挙法等改正要望事項にも挙がっています。本市においても郵便等投票制度の手続きの簡素を引き続き要望していく姿勢です。 (行政委員会事務局)</p>
289	<p>食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて 令和7年度の大阪府食品ロス削減推進計画を早期に改定し、2030年度の目標達成に向けて、実効性のある施策を継続的かつ戦略的に実行すること。特に、外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参加を促進し、「パートナーシップ事業者」の拡大を図ること。 市民に対しては、外食時の「3010運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、泉南市の取り組み内容を示すこと。 また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。</p>	<p>引き続き食品ロス削減に向け、広報紙やウェブサイト、小学校での出前授業やイベント等、様々な機会を通じて「パートナーシップ事業者・3010運動・食べきり・持ち帰り」等の促進や啓発に取組みます。 また、「廃棄される農作物・特産品の有効活用策」については、関係部署とも連携を図り食品ロス削減に努めます。 (清掃課)</p>
290	<p>フードバンク活動の課題解決と普及促進について 食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多くが慢性的な人手不足や運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えている。これらの課題を解決するため、府としてフードバンク団体への具体的かつ継続的な支援を行うこと。 また、活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO等の関係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。 加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域で積極的に活用し、住む地域によって支援の質や量に差が生じないよう、市町村と連携して取り組みを標準化すること。</p>	<p>本課において自立相談支援事業等を委託している事業者にて現在フードバンク活動を行っているところ。加えて、清掃課において廃棄食料をフードバンク活動に活用する構想があり、現在清掃課と委託先事業者にて協定を結び廃棄食料をフードバンク活動に活用するための準備を進めているところ。本市にてフードバンク活動を行っている事業者が前述の委託事業者のみであり、その事業者とは常に情報交換を行っていることから現時点では協議体設置の予定はありません。また、社会的認知向上については、現在行っている広報活動の強化充実に取り組めます。 (生活福祉課)</p>
291	<p>消費者教育の展開について(カスタマーハラスメント対策) 大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為(いわゆるカスタマーハラスメント)が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例やガイドラインが未整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラスメントの防止に向けた条例の制定に向けて、環境整備を早急に行うこと。 また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。 さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開すること。</p>	<p>消費者庁が唱える消費者教育について、啓発冊子等を活用しながら普及・啓発に努めます。 (産業振興課)</p> <p>市民サービスの向上および職員の通話対応の品質向上などを目的として通話録音システムを導入しています。導入効果として、職員への暴言等が減少していると感じています。 (総務課)</p>

	要望内容	要望回答
292	<p>消費者教育の展開について(若年層対策・公共交通対策)</p> <p>成人年齢の引き下げやICTの急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。</p> <p>また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。</p> <p>加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。</p>	<p>成年年齢引下げによる若年層に対する消費者教育の重要性は認識しており、新成人および市内小中学校へ啓発グッズや啓発チラシを配布しています。今後も引き続き、関係機関と連携し、情報発信等を図り、消費者教育の推進に努めます。 (産業振興課)</p> <p>市内の防犯活動に関する啓発は、警察機関や地域社会との連携を強化し、広報紙やウェブサイト、SNSなど、様々な機会を活用して行なっています。また、公共交通機関の事業者による独自の防犯対策とも情報共有を積極的に進めます。引き続き、市民の防犯意識の向上を図り、各種犯罪の防止に向けた取組を推進します。 (ふるさと戦略課)</p> <p>警察機関をはじめとする関係機関や地域との連携をとりながら、官公庁連絡会等あらゆる機会を通じて公共交通機関のトラブルや迷惑行為と事業者が独自に行う施策について積極的な情報共有を行います。 (秘書人事課)</p>
293	<p>特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について</p> <p>大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和6年には認知件数2,644件、被害額約61億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。</p> <p>特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和7年3月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について大阪府と連携し、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。</p> <p>また、従来型のチラシ・ポスター・テレビCM等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。</p>	<p>特殊詐欺対策として有効な留守番電話の効果的な使い方などをはじめとした様々な悪質商法の被害防止について、チラシやウェブサイト、SNSを活用して啓発に努めます。 (産業振興課)</p> <p>詐欺被害については、警察や防犯委員会と協力し、啓発に努めます。 (生活福祉課)</p> <p>65歳以上の市内在住高齢者を対象に、振り込め詐欺や還付金詐欺のような電話機を用いた特殊詐欺の被害を未然に防ぐために、自動通話録音装置の無償貸し出しを行っています。また、高齢者に向けて、警察と連携しながら啓発チラシ等を活用し注意喚起を行い、市の広報紙やウェブサイト、民生委員等を通して自動通話録音装置の無料貸与の促進を図り、高齢者の特殊詐欺の被害予防に努めます。 (長寿社会推進課)</p>
294	<p>「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について</p> <p>「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取組を進めること。</p> <p>環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、泉南市としても必要な政策パッケージの整備を行うこと。</p> <p>また、公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づく主な取り組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。</p> <p>加えて、政府の「グリーン成長戦略」における14の重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセンティブの導入を含めた必要な支援を強化すること。</p>	<p>「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取組に努めます。</p> <p>「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の主な取組の進捗や支援内容について市民・事業者への周知に努めます。</p> <p>「グリーン成長戦略」の14重要分野を中心に、各方面からのニーズを的確に把握し、可能な限り、地方自治体として支援していけるよう努めます。 (環境整備課)</p>
295	<p>再生可能エネルギーの導入促進について</p> <p>大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進に対応したいところですが、予算の確保が困難なことから、現時点では導入の予定はありません。 (環境整備課)</p>

	要望内容	要望回答
296	<p>交通バリアフリーの整備促進について 鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。</p> <p>ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。</p> <p>また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。</p>	<p>鉄道事業者の負担軽減と持続可能なバリアフリー整備のため、国に対し、鉄道駅バリアフリー料金制度の新たな財政支援を創設することを、強く働きかけるとともに、泉南市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱の改定に取り組みます。</p> <p>泉南市コミュニティバスにおいては既にノンステップバスを導入しており、今後利用しやすいバス停について検討します。</p> <p>また令和7年度、樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想の見直し中であり、バリアフリー整備や高齢者や障害者への介助、教育等の「心のバリアフリー」を推進します。</p> <p>(都市政策課)</p>
297	<p>安全対策の向上に向けて 鉄道駅における転落事故等を防止するため、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が進められているが、利用者10万人未満の駅では費用対効果の観点から整備が進みにくい状況にある。これを踏まえ、こうした中小規模駅における設置費用に対する助成制度を拡充すること。</p> <p>また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。</p> <p>さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかけるとともに、府独自の財政支援策も検討すること。</p>	<p>鉄道駅舎については大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助金交付要綱により、鉄道事業者が行う可動式ホーム柵の整備にあたって、国、泉南市が協力して補助金を交付します。今後も鉄道事業者と密接に連携し、利用者の安全・安心な移動環境の整備に努めます。</p> <p>(都市政策課)</p>
298	<p>運輸事業の交通安全対策・環境対策等について 交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。</p> <p>さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。</p>	<p>運輸事業における集配荷捌き場を設け、交通渋滞緩和に努めることは運輸事業の一環であり市としてのサポートは困難と考えます。運輸車両による積み下ろし業務に基づく交通渋滞については泉南警察署と連携して指導を継続します。</p> <p>(環境整備課)</p> <p>道路に求められるニーズの多様化について、国や府の方向性を踏まえながら多目的利用空間の創出の検討に努めます。</p> <p>(道路課)</p>
299	<p>自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について 自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。</p> <p>また、自転車や新モビリティ(電動キックボード等)の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化すること。</p> <p>さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。</p>	<p>泉南市自転車活用推進計画に基づき、道路管理者や交通管理者である警察と連携・協議しながら、ネットワークの位置付けや最適な整備形態(自転車道、自転車専用通行帯、車道混在など)を検討し、整備を促進します。また、大阪府や隣接する自治体の自転車活用推進計画との整合も図りつつ、今後計画の見直しを進めます。</p> <p>(都市政策課)</p> <p>歩道ラインの修繕については、緊急性の高い箇所を予算の範囲内で、市全体として検討します。</p> <p>(道路課)</p> <p>泉南警察署、泉南市交通事故をなくす運動推進本部、泉南市交通対策指導委員会などの関係機関と情報共有し、毎月15日の早朝街頭指導等で自転車利用者正しい通行方法を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。</p> <p>(環境整備課)</p>

	要望内容	要望回答
300	<p>子どもの安心・安全の確保について 全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、泉南市の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を実施し、特に保育施設周辺の道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて実行すること。 また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。 あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。 引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、大阪府に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。</p>	<p>例年「泉南市通学路交通安全プログラム協議会」に出席しているため、関係機関と協議の上、キッズ・ゾーンの設置や歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスを検討し、協力を呼び掛けます。 (保育子ども課)</p> <p>学校へ通学路における危険箇所の調査依頼を行い、内容を確認した上で、関連機関と連携を図りながら「通学路交通安全プログラム協議会」を開催しています。 (指導課)</p> <p>キッズゾーンの設定については、保育担当部局から協議があれば、警察と共に内容の精査を行い、設定に協力します。危険箇所への安全対策につきましても、保育部局や警察署ならびに地域団体と連携して努めます。 (道路課)</p>
301	<p>防災・減災対策の充実・徹底について 地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保(男女比3:1)など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。 さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。 加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。 そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段(衛星通信、無線機、掲示板など)の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。</p>	<p>災害発生時の情報提供ツールとして、令和6年3月から運用を開始した泉南防災アプリは、市ウェブサイトやLINEとも連携し、情報発信の多重化と分かりやすい周知に努めています。また、防災無線の放送内容をスマートフォンで確認できる機能もあります。泉南防災アプリのダウンロード数は、令和7年10月末現在、6,000件を超えています。今後も、さらなる啓発とダウンロード数の増加を図ります。 避難行動要支援者名簿は、毎年更新をしており、対象者は、令和7年1月時点で8,600人、名簿登録者数は3,900人となっています。地域での訓練の支援としては、訓練時の事故によるけが等を補償する保険の適用や、備蓄物資の非常食で有効期限が近くなったものを有効活用するため、参加者に提供する等しています。 防災士については、令和5年4月に本市において防災士の登録制度を開始し、防災士の知識や技能を市の地域防災力の向上のために活かせるような環境を整備しています。令和7年度は、新たに中学生の防災士登録がありました。 (危機管理課)</p>
302	<p>地震発生時における初期初動体制について 各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。 また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。 さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。 加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。 特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。</p>	<p>地震を想定した業務継続計画を策定し、初動活動期である3日間までの職員参集率は約80%と想定しています。地震発生直後に参集できない場合は、各自応急措置等を行い、状況が改善した場合、各職場へ参集するよう職員災害初動マニュアルに規定しています。 近隣市町との連携については、泉州地域の9市4町による災害時相互応援協定を締結し、関係市町間において広域的な応援措置が行えるよう連携を図っています。 企業・住民への防災意識の啓発については、ハザードマップによる危険区域の周知や毎年3月と9月に「せんなん家族防災の日」を設け、広報紙やウェブサイト等で啓発に取り組んでいます。また、民間事業者とは様々な内容の防災協定を締結することにより相互に大規模災害に備えています。 (危機管理課)</p>
303	<p>集中豪雨等風水害の被害防止対策について 災害危険箇所の見直しについて 近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。 また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を重点的に行うこと。加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。</p>	<p>土砂災害や洪水災害の恐れのある土砂災害警戒区域等や河川の整備等、ハード対策については、引き続き府に要望や協議を行います。土砂災害防止月間の6月には府とともに市内の土砂災害の危険箇所のパトロールを実施し、河川安全点検期間には出水期に備えて河川施設の点検を実施しています。 (危機管理課)</p>

	要望内容	要望回答
304	<p>防災意識向上について</p> <p>外国人居住者に対しては、「おおさか防災アプリ」の多言語機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。特に、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。</p> <p>また、泉南市が作成するハザードマップが誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図るとともに、日頃からの防災意識を高めるための継続的な広報・啓発活動を行うこと。</p> <p>さらに、大規模災害発生時に府民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。</p> <p>加えて、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。</p>	<p>府指定の土砂災害警戒区域等が存在する地区については、平成29年度に地区住民の協力のもと地区毎のハザードマップを作成および配布しました。ハザードマップは、令和4年2月に最新のものに更新し、市内全戸配布したところですが、広報や地域への出前講座を通し、住民へ広く周知を行います。</p> <p>(危機管理課)</p>
305	<p>激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み</p> <p>自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせて一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。</p> <p>また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。</p>	<p>自然災害による生活関連インフラの被災は、市民生活に直結する非常に重要なものです。広域水道企業団、ガス事業者・電力事業者と緊密に連携し、各事業者の復旧活動が迅速に行えるように防災協定を締結しています。復旧状況の情報なども各事業者と情報共有しながら、迅速に発信できるようにそれらの仕組みを整えます。</p> <p>(危機管理課)</p> <p>自然災害による鉄道被災は、市民生活に直結する重要なライフラインの被害であり、その早期復旧については、緊急度、重要度が高いとの認識のもと、今後も交通機関と協力しながら、実効性のある防災・減災対策について検討します。</p> <p>(都市政策課)</p> <p>森林内の森林現況や荒廃地等の危険箇所を把握し、治山事業を活用できる箇所については、大阪府と協議しながら、治山ダム・山腹工・森林整備等を行い、災害発生の未然防止および減災に努めます。</p> <p>(産業振興課)</p>
306	<p>交通弱者の支援強化に向けて</p> <p>地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、地域の実情に応じた対策を推進すること。</p> <p>また、市町村が設置する「地域公共交通会議」や「法定協議会」について、交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見を反映させること。</p> <p>さらに、日本版ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。特に、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。</p> <p>ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、タクシー営業区域の見直しや、自動運転技術の活用なども含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。</p>	<p>令和9年度の泉南市コミュニティバスダイヤ改定も含めて、現在「泉南市地域公共交通計画」の策定を進めており、市民アンケートや各種統計データを用いて地域の実態を詳細に調査し「地域公共交通協議会」にて持続可能な地域公共交通のあり方について検討しています。</p> <p>(都市政策課)</p> <p>買い物困難者への支援については、民間事業者による移動販売に関する広報等の支援を行うほか、空き店舗等を利用した店舗の開設について支援を行ってまいります。</p> <p>(産業振興課)</p>
307	<p>安全安心な上下水道の供給実現に向けて</p> <p>今後も発生が継続と想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS(有機フッ素化合物)など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。</p> <p>また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、に泉南市においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。</p>	<p>下水道におきましては、今後、増加が予想される下水道施設の老朽化対策や事故防止のため、定期的な人材確保に努めるとともに、ベテラン技術職員から若手職員への技術継承に努めます。</p> <p>本市水道事業につきましては、平成31年4月1日から、大阪広域水道企業団へ事業統合しています。水道事業に関する要請につきましては、大阪広域水道企業団へお願いします。</p> <p>(下水道課)</p>

	要望内容	要望回答
308	<p>空き家対策の推進</p> <p>市区町村は、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会を設置し、実行性を高めること。法定協議会の設置にあたっては、地域住民、不動産事業者、学識経験者、空き家活用の専門家など、多様な関係者が参画する体制を確立し、現場の課題を反映した政策形成を進めること。</p> <p>空家等対策計画を策定し、法定協議会を設置している市区町村においては、各地域の状況を勘案しながら適切な計画の策定および計画の実効性を確保するため、適宜、進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや法定協議会の機能強化を図ること。また、移住者や低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、被災者などの住居用として空き家を有効活用していくために、空き家バンクの機能を強化し、マッチング支援や改修費補助などの制度を拡充すること。さらに、自治体間の連携を進め、広域的な空き家活用を促進すること。</p>	<p>泉南市では泉南市空家等対策協議会を設置し、年1回協議会を開催し協議を重ねています。今後も継続して国の空き家対策総合支援事業補助金を活用し、危険空家除却を進めます。また、空き家バンクの機能についても市ウェブサイトを通じてマッチング支援を促進します。</p> <p>(環境整備課)</p>
309	<p>公衆喫煙所の整備の強化</p> <p>大阪府は、健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に基づき、原則屋内禁煙を推進しているが、その結果として施設周辺における路上喫煙の増加が懸念されている。これに対応するため、泉南市における公衆喫煙所(屋外分煙所)の整備が求められている。設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る財政的支援制度を創設し、持続可能な運営体制を確立すること。公共性の高い場所(駅周辺、公園、繁華街など)における公衆喫煙所の整備を大阪府に要請し、泉南市民の健康と生活環境の向上を図ること。</p>	<p>健康増進法等に基づき、路上や公園等屋外での受動喫煙防止対策を推進するため、屋外分煙所などの整備等に係る十分な財政措置、受動喫煙に配慮した屋外分煙所の推進のための法整備や警察等による指導および取締りを含めた屋外での受動喫煙防止対策も盛り込んだ法改正等、より一層の対策を推進するよう、国・府へ要望を行います。また、喫煙が及ぼす身体への影響について、健康教室、乳幼児健診および母子健康手帳交付時に保健指導を実施するとともに、広報紙、ポスター等での受動喫煙に関する周知、啓発を今後も継続して行っていきます。</p> <p>(保健推進課)</p>
310	<p>震災における対応について</p> <p>阪神・淡路大震災から30年が経過しました。この間、2011年「東日本大震災」・2016年「熊本地震」・2024年「能登半島地震」と、大きな災害が日本各所で発生しました。また南海トラフ巨大地震の30年内発生確率も80%と修正され、上町断層においても地震発生確率が高くなっているところです。大阪南地域は、縦断的に海・山に囲まれている地形となっていることから、津波対策及び土砂崩れ対策等、多岐に亘る震災対応が求められます。各自治体においては、その対応を含めた様々な地域防災訓練が実施されていると考えますが、その実施状況や実施する旨の住民周知、また年間どの程度の訓練が実施されているのか、さらに各自治体で工夫されている防災訓練も含めてお示し頂きたい。</p>	<p>過去の大災害において、その対応については問題点が多くクローズアップされています。大災害時、人命を救うための適切な対応を行うには、市民等がワンチームとなって活動することが最も重要です。全市民の意識高揚にはじまり、市と関係機関・団体などとの連携強化、司令塔となる市職員の能力向上、市内の各施設、学校、自主防災組織などの災害対応力向上のための協力と関係強化などの重要な事項を着実に推進していくことが求められます。</p> <p>泉南市では、地域防災訓練として位置づけられる訓練として、市民等の意識高揚と関係機関・団体などとの連携強化などを目的とし、イオングループ、大阪府との協定に基づいた共同の防災訓練を実施し、関係機関・団体にも参加していただき、一般市民参加型の訓練を毎年秋に実施しています。また、市職員の能力向上を目的に、毎年阪神大震災発生日には、ブラインド方式を採用するなどした実践的な災害対策本部の運営訓練を実施しています。今後も地域防災訓練という名のもとに形式的な訓練に陥ることなく、訓練する対象や訓練目的を明確にしつつ効果的かつ実践的訓練に努めます。</p> <p>(危機管理課)</p>
311	<p>各自治体による少子化対策について</p> <p>2024年の出生数は、前年の72.7万人より4.1万人減少した68.6万人となり、予想より早い段階で70万人を割る結果となりました。2025年には65万人程度になると予想されており、少子化＝人口減少の傾向は悪化していると言えます。各自治体では、子育て世帯を対象とした給食費の無償化や医療無償化の対象者拡大、また小児科医療の充実など様々な子育て施策を実施されていると承知しています。しかし、各自治体で同じような施策を行っている状況もあるように感じています。少子化対策や教育施策について、他の自治体と差別化を図るために、独自に実施している施策や事業をお示し頂きたい。また広域的に行っている施策があれば、併せてお示し頂きたい。</p>	<p>令和5年度より子育て世帯の負担軽減を目的に、国基準において半額となっている第2子に係る保育料を無償にしています。</p> <p>(保育子ども課)</p> <p>就学前保育教育における国際交流の推進に向けてCIRを定期的に幼稚園に派遣することにより、様々な文化に触れる機会を増やしています。</p> <p>小学校・中学校においては、泉南市独自の「キラ☆ステ」(KIRAMEKI☆SUTEKI 泉南っ子…頑張っている素敵な姿や煌めいている姿)の認定を行うことで、自己肯定感を高めることにより、学力向上につなげる取組を行っています。また、NINO(認知能力テスト)、NRT(標準学力検査)を導入し、各人の学習スタイルに合わせた改善案の提案ができる取組を行っています。</p> <p>(指導課)</p>

	要望内容	要望回答
312	子ども食堂ネットワークについて 最近の子ども食堂は、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しています。一方、昨今の物価高騰により、運営側に変な負担が掛かっている状況となっています。連合大阪南地域協議会としても、フードドライブを展開し、一助になればと取り組みを進めていますが、到底改善するまでには至らない状況です。各自治体としてもフードドライブの取組みを積極的に推進頂き、地元業者とタイアップする等、実質的な支援の展開をお願いしたいと考えています。ついては、各自治体で実施しているフードドライブ支援や運営支援策をお示し頂きたい。また、地域で支えてくれている子ども食堂運営者側と、各自治体との意見交換ができるネットワーク会議の構築を求めます。設定できないのであればその理由も併せてお示し頂きたい。	物価高騰による運営者の負担を軽減するため、泉南市子ども食堂運営費支援事業(物価高騰相当分)補助金を、通常の補助金に上乗せで交付しています。フードドライブやフードバンクについては、社会福祉協議会やこさサポ泉南において取り組まれています。泉南市子ども食堂ネットワークを登録制で設けており、年に一度、行政職員も交えた交流会を開催しています。(家庭支援課)
313	市内観光資源の活性化と地元企業等への優遇について 地元住民の利用促進を図るため、市内の観光施設(泉南ロングパーク)の駐車場割引などの利用料優遇制度等の独自支援策について、構築・検討を行うこと。また地元企業・従業員の福利厚生に寄与するため同様の支援策の構築・検討を行うこと	関係機関と連携し、検討します。(産業振興課)
314	少子化対策について 近隣市町では幼児教育の無償化実施に伴い、給食費も無償化されている自治体もあり、大阪市ではすでに実施されています。コロナ対策として臨時的な無償化はされたものの、幼児教育無償化の基本理念と近隣市町との公正・公平を確保するため恒久的な給食費の無償化を図ること。併せて、義務教育課程における給食費の無償化も図ること。	泉南市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しています。副食費については、1号認定は従来実費徴収の対象となっています。2号認定については、1号認定および学校でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えに基づき、国の基準に沿って対応することとなりました。なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。(保育子ども課) 学校給食費については、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担と規定されています。一部の自治体で給食費の無償化を実施している所もありますが、本市の財政状況においては市単独での無償化は困難であると認識しています。(教育総務課)
315	物価高騰対策を拡充すること。 お米券や地域振興券の支給、地域ポイントカードの実施、商工業者、農業漁業者への支援などを実施すること。	地域振興券や地域ポイントなどは、物価高騰対策に加え、地域産業の活性化にもつながる事業と考えており、本市に適した事業内容および活用できる交付金を踏まえ検討しました。(産業振興課)
316	高齢者などが経済的理由でエアコンの利用をためらわないよう電気料金補助制度をつくること。	物価高騰対策としては、対象者を高齢者に限らず、またエアコンなどの電気料金を補助する目的だけでなく、生活全体を支える目的で生活に困窮している全ての方に対して実施すべき事業と考えます。本市では、令和2年度から国の交付金等を活用して、非課税世帯向けに生活困窮者緊急生活支援金や低所得者支援給付金などを継続して実施しています。(長寿社会推進課)
317	学校給食の無償化を実施すること。 国が小学校給食の無償化を実施すれば、中学校の給食無償化を行うこと。府内の74%の自治体で何らかの方法で給食の無償化を実施している。	学校給食に要する経費は、学校給食法の規定により、学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費などは市の負担とし、食材費は学校給食費として学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とされています。令和8年度に小学校給食の無償化が進む中、中学校給食においても、他団体の状況や国の動向を注視していきます。(教育総務課)
318	水なす基金を有意義に活用すること。 ふるさと納税の寄付者の意向に沿い、水なす基金はため込むのではなく教育環境の整備や子育て支援の財源にすること。	ふるさと納税の寄附金を原資とした水なす基金は、寄付者の意向を尊重し、適切かつ慎重に活用しています。なお、「教育環境の整備」や「子育て支援」の財源については、関連条例に基づき活用しているところです。(ふるさと戦略課)
319	中学生の自死事件について 第三者委員会の報告書を指針に遺族との対話を進めること。	遺族代理人弁護士を通して、ご遺族のご意向を確認しながら、第三者委員会の報告書に記載されている個別の事象について内省作業を進めます。(指導課)

	要望内容	要望回答
320	市役所・学校のすべてのトイレに生理用品を設置すること。	<p>急な生理等でお困りの方が使用できるように、市役所においては、令和7年8月25日から、本庁1階中央女性トイレおよび多目的トイレの手洗い場、本庁2階中央女性トイレの手洗い場に設置しています。設置場所の拡充については、利用状況を確認のうえ、検討を進めます。 (総務課)</p> <p>学校ごとの状況を優先的に考え、各校の意向を把握しながら必要に応じた対応をします。 (指導課)</p>
321	働きやすく、市民に寄り添う市役所にするために職員の増員、非正規職員を正規採用にすること。さらに女性幹部を増やすこと。	<p>組織の在り方を踏まえ、正規職員・非正規職員の職務の内容や役割分担を整理し、適正な人員配置に努めます。 また、女性幹部を増やすために、女性が管理職として勤務しやすい職場環境づくりに努めます。 (秘書人事課)</p>
322	2050年CO ₂ 排出ゼロの実行計画を策定し、市として具体的な地球温暖化対策を進めること。	<p>本市においては「泉南市地球温暖化対策実施計画」(事務事業編)を令和5年3月に制定し、市が率先して温暖化対策に取り組んでいます。今後も、国の施策等を注視して対応します。 (環境整備課)</p>
323	生活保護基準引き下げ違憲訴訟の最高裁判決にそって、国の責任において生活保護費の遡及支給等被害者の措置を行うなど、国に要望すること。	<p>平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応については、国の対応として令和7年8月から「最高裁判決への対応に関する専門委員会」において検討が行われるとともに、令和7年10月から「最高裁判決への対応に関する国と地方の実務者協議」や「最高裁判決への対応に関する国と地方の協議」の場を通じて意見交換が行われています。 また、11月24日に閣議決定された令和7年度補正予算案において、最高裁判決を踏まえた対応として保護費の追加給付等に必要な経費について計上されています。 (生活福祉課)</p>
324	公共の仕事に従事する人に適正な賃金を確保すること。地域の労働環境を引き上げ、地域経済の振興につなげる「公契約条例」の制定すること。	<p>事業の発注に当たっては、公表されている最新の労務単価や最低賃金により適正な積算を行い発注しています。引き続き、国の定める労務単価などにより、受注業者の利益や労働者の賃金が適切に確保できるよう努めます。また、公契約条例の制定については、賃金等の労働条件に関する基準は、法律で定めることになっており、公共事業に従事する労働者の労働条件についても、法律で定める基準に基づき、労使の当事者間において自主的に決定されるべきものと認識しています。従って、国において公契約法の制定がなされるべきと考えています。 (契約検査課)</p>
325	すべての国保加入者と後期高齢者制度の被保険者に「資格確認書」を発行すること。市職員の業務の簡素化と診療機関とのトラブル解消にもなる。	<p>後期高齢者制度の被保険者すべてに資格確認書を発行しており、国保被保険者ではマイナ保険証をお持ちでない方に、資格確認書を発行しています。マイナ保険証、資格確認書のどちらでも安心して保険診療が受けられるように努めます。 (保険年金課)</p>
326	「非核平和都市宣言」に基づき、政府に対し核兵器禁止条約のオブザーバー参加を求めること。	<p>本市では「非核平和都市宣言」が議決されており、毎年その宣言文に沿って平和施策・事業を実施しています。日本政府に対し核兵器禁止条約のオブザーバー参加を求めることについては、今後も各市の状況等を注視します。 (人権推進課)</p>
327	高すぎて払えない国民保険料について、これ以上の値上げは行わないこと。高い保険料の原因である国民健康保険事業「大阪府下統一」の撤回を府に求めること。	<p>令和6年度から大阪府下統一の保険料率になり、大阪府下全域に必要な医療費水準を予測し、府内各市町村の所得階層、被保険者数、世帯数の按分により保険料率を算定し、どこに居住しても、同じ世帯構成・所得要件であれば同じ保険料としているところです。保険料負担を緩和するために、大阪府と代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において検討を重ね、統一保険料の抑制に努めます。 (保険年金課)</p>
328	政令軽減を増やすこと。紙の保険証は残すこと。	<p>高齢化や医療の高度化などにより、医療費の増加傾向が続いており、今後も高齢化が進展することを勘案すると、保険料の上昇が見込まれる状況となっています。このことは社会構造が抱える全国的な課題であり、制度設計に責任をもつ国に対し、保険料負担や窓口負担が軽減されるよう、万全の財政措置を講じるよう、大阪府や他の自治体とも連携して、引き続き要望します。 令和6年12月2日以降に、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行していますが、マイナ保険証をお持ちでない方には、紙の資格確認書を発行し、安心して保険診療を受けることができるようにしています。 (保険年金課)</p>

	要望内容	要望回答
329	介護保険の改善をすること。 保険料の段階を細分化し、低所得者の保険料の軽減・値上げの抑制に努めること。	第9期の保険料策定にあたっては、被保険者の所得に応じた保険料の段階の細分化を継続したうえで、高齢化による介護給付費が増加する中でも、基金を活用することで第1段階および第3段階の保険料を引き下げ、その他の段階については、第8期と同額としました。今後も介護給付費の増加を見据え、また急激な保険料の負担増にならないような保険料の設定に努めます。 (長寿社会推進課)
330	水道料金の福祉減免を企業団に要望すること。	要望の緊急性および必要性等を考慮したうえで、判断します。 (長寿社会推進課)
331	保育士の給料の引き上げなど待遇改善に取り組むこと。	本市が運営する施設の保育士等の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じています。また、各民間認定こども園および保育園については、連絡会議や事務事業等の情報交換を行う中で、給料引上げを含めた待遇改善の推進に努めます。 (保育子ども課)
332	精神障害者手帳の診断手数料助成制度を復活すること。	市単独事業として実施に努めていましたが、全庁的な行財政改革の推進により、平成21年度をもって廃止しました。 診断書については、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療の有効期限が同じ場合、手帳用の診断書で自立支援医療の診断書を兼ねることができるとあり、障害年金を受給している場合は、年金証書による手帳の申請が可能な場合もあります。これらの制度を活用できるよう周知し、経済的負担の軽減に努めます。 (障害福祉課)
333	生活福祉法に規定されている保護受給世帯80人に1名のケースワーカーが正規職員により充足されるようにすること。	社会福祉法第16条第2項には「市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数」と規定されていますので、定数を満たす人員配置がなされるよう人事当局と協議します。 (生活福祉課)
334	子ども医療費は国・府へ要望もし、18歳まで無料にすること。	子ども医療費については、府に対する要望および府を通じて国に対する要望を行っています。今後も引き続き要望します。 (家庭支援課)
335	道路の拡幅やバリアフリーを実施し歩行者の安全を優先すること。白線など消えかけた交通標記を直すこと。	緊急性の高い箇所を予算の範囲内で、市全体として検討した上、計画的に対応します。 (道路課)
336	さわやかバスの利便性(増車、増便により)を高めること。 ダイヤ改定に向け、市民や利用者が参加する協議会等を設置すること。	令和8年度の地域公共交通計画策定に向け、すでに「泉南市地域公共交通協議会」を設置し、運行事業者や学識経験者、住民代表の方々にご参画いただき、協議・検討を進めているところです。ダイヤ改定に関する事項につきましても、この既存の協議会の中で議題として取り扱い、適切な議論を行います。 (都市政策課)
337	高齢者のバス代を無料にすること。	受益者負担の原則により、高齢者については70歳以上の方、また、65歳以上の免許証返納者は半額の割引制度を設け、一部の負担をお願いしています。無料にすることで不要な乗り込みや、多数の利用者の増加により本来利用したい方が利用できなくなる可能性があり、無料化は困難です。 (都市政策課)
338	公園管理を充実すること。 各種ボランティア団体の協力を得て、公園の管理を進めること。	草刈り機を無料で貸し出すことで、ボランティア団体等による環境美化運動の推進に努めます。 (住宅公園課)
339	新家駅前に小売業者を誘致すること。	現在新家駅前には事業者が起業されるのに十分な用地や空き店舗は見当たらず、また企業が進出される場合は十分なマーケティング調査を実施したうえで出店を判断されることから、現在は店舗が出店されていないものと思料しますが、企業が出店を検討される場合には、利用可能な補助金の斡旋等協力に努めます。 (産業振興課)
340	グリーンベルトの設置、ゾーン30の導入を積極的に行うこと。	通学路のグリーンベルトに関しては、教育部局と協議し、新設あるいは更新を進めます。ゾーン30の導入については、主体である警察と連携しながら協議を行っていきます。 (道路課)
341	下水道管の耐震化を進めること。	令和7年1月に策定した、「泉南市上下水道耐震化計画」に基づき、避難所等の重要施設に接続する下水道管路について、優先して耐震化を進めます。 (下水道課)
342	市道新家駅高野別所線の全面改修を行うこと。	地元からの要望も踏まえ、順次改修を進めます。令和8年度より一部の区間において拡幅工事を行う予定です。 (道路課)

	要望内容	要望回答
343	砂川台、楠台、いずみ台の団地内の道路の改修を行うこと。	舗装の改修については、緊急性の高い箇所や道路舗装の個別施設計画に基づき、予算の範囲内で対応しています。今年度、新家いずみ台団地内道路の一部の区間において舗装修繕工事を実施します。 (道路課)
344	双子川浄苑の自主環境整備補助金は、被害がない市外地区への補助金は廃止すること。	し尿処理施設の周辺環境保全のため、関係町会にその役務を担っていただいております。今後も補助金は必要と考えます。 (環境整備課)
345	タリイサザンビーチは泉南市の子どもたちが海水浴などに利用しやすくすること。	海水浴場開設の際には泉南市内の幼小中学校等へチラシを配布する等周知に努めています。また開設期間中はライフセーバーに加え、看護師在中の救護室も設置することでお子様にも安心してご利用いただける体制づくりに取り組んでいます。 (プロモーション戦略課)
346	市内業者の営業とくらしを守るため、住宅リフォーム助成制度を実施すること。	住宅の耐震化助成制度については一定の条件を満たす民間木造住宅に対して、耐震改修費の一部助成を継続して実施しています。今後も国の住宅リフォームの支援制度等の動向を注視しながら、引き続きリフォーム助成制度のあり方を調査研究します。 (住宅公園課)
347	泉南市産の農魚産物を学校給食の食材に提供すること。	現在においても、泉南市産の農魚産物を可能な範囲内で学校給食の食材として取り入れ提供しています。 (教育総務課) 年間を通して食材が必要な量を確保できるか等の課題もありますが、農業者や学校給食関係者等の意見も伺いながら調整します。 (産業振興課)
348	内陸部から山間部における観光事業を支援すること。	引続き、日本遺産構成文化財である「金熊寺」や「信達神社」のほか、関連する文化財について、市内外へ向け様々な機会を通じて歴史的価値や魅力をアピールする場を設けます。また「紀泉わいわい村FUNNY HEARTH」など、山間部の地域資源との連携の機会を増すことで、市を構成する各エリアの磨き上げや魅力発信に努め、臨海部から山間部にかけての周遊促進を進めます。 (プロモーション戦略課)
349	空き家対策について 倒壊などの心配がある空き家の改修を進めること。	適切な管理が行われていない空き家等については、所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言、指導、勧告など文書等で通知し、適正な管理を求めています。 (環境整備課)
350	空き家バンク制度を充実させること。	空き家の流通促進、利活用を目的とした空き家バンクについて、固定資産税納税通知書を活用した周知に努め、空き家バンクへの登録を働きかけます。 (環境整備課)
351	入札制度について 1社入札は行わないこと。	競争性を確保するため、従来複数の業者により入札を行っています。なお、入札辞退等により入札会場における入札参加者が1者となる場合は、入札を中止する措置を講じています。ただし、郵便による入札で、入札者が他の入札者の参加状況を確認できない方式の場合のみ、競争性が確保できていると判断し、1者による入札を有効としています。 (契約検査課)
352	随意契約は極力減らし、競争入札を行うこと。	競争入札を原則としつつ、やむを得ず随意契約となる場合は、その理由・必要性を公表することで、公平性・透明性の一層の確保を図っています。 (契約検査課)
353	公平性・透明性が確保されないプロポーザル方式、総合評価方式は見直すこと。	業務の性質又は目的から価格のみによる競争入札に不適当だと認められる場合、プロポーザル方式などにより契約の相手を決定することがありますが、その運用にあたっては、選定委員の選任および適切な審査基準の設定並びに選定結果の公表などにより、客観性や公平性、透明性の確保を図っています。 (契約検査課)
354	関西国際空港について 現実性がない南ルートの推進運動は税金のムダ使いになるため、中止すること。	関西国際空港については、平成30年度の台風21号の影響で唯一の陸上ルートである連絡橋が使用不能になり、多くの利用者や空港関係者が一時空港島内に孤立した事象からも見られるように、海上空港という特性に起因するあらゆる危機、特に地震による津波や国際テロ等による緊急対応事態を確実に回避し、被害を低減できるよう、リスクマネジメントの観点から複数のアクセスを確保することが必要です。また「関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会」においては、南ルートを含めた関西国際空港周辺地域の広域的な交通ネットワークの推進として、府県間をまたいだ連携をもって取り組んでいるところです。以上のことから、南ルート早期実現の機運醸成に向けた活動を継続します。 (政策推進課)

	要望内容	要望回答
355	いじめ、児童虐待、不登校対策について被害者家族の真相を「知る権利」を尊重し、学校側がつかんだ情報をかくさないこと。	個人情報開示請求や情報公開請求が出された場合は、関係法令等に則り、適正な対応に努めます。 (指導課)
356	教員の「多忙化」解消、少人数学級推進、養護教諭・カウンセラーの増員、いじめ問題の研修に取り組むこと。	大阪府教育委員会と連携し、養護教諭やスクールカウンセラー等の増員に努めます。また、各中学校区に配置しているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・校内教育支援員を中心に教育相談やカウンセリングの充実を図り、いじめ・児童虐待対応、不登校対策に資する研修を実施します。 (指導課)
357	学校以外のさまざまな学びの場(フリースクール、フリースペースなど)をきちんと認め、公的支援をおこない、学校と同等の支援をめざすこと。	教育委員会としては、市内に在籍する児童・生徒がフリースクール等を活用する場合は、学校とフリースクールとの連携が充実するようコーディネートに努めます。 (指導課)
358	不登校の家庭の子育てを支えている親の会などへの公的支援をおこなうこと。	市内全小中学校に校内教育支援ルームを開設し、校内教育支援員を配置しています。今後も引き続き、不登校児童・生徒、保護者に寄り添った対応をし、親の会との連携にも努めます。 (指導課)
359	中学校入学準備金の支給を2月上旬にすること。3月に支給する理由を示して下さい。	支給日についてはニーズにあった支給ができるよう他市の状況を踏まえつつ、今後の方針を検討するように努めます。 (教育サービス課)
360	幼稚園で行き届いた教育が受けられるために3歳児の待機者対策を行なうこと。3歳児の学級を増やすこと。	将来的な歳児別園児数の推移等を見ながら検討します。 (指導課)
361	廃園した幼稚園の用地は児童館・公民館・子ども支援センターに転用すること。	廃園した用地は貴重な公共用地であり、今後の公共施設のあり方を踏まえたうえで、全庁的に利活用について検討していく必要があります。現段階において要望にあるような施設に転用することは困難です。 (教育総務課)
362	学校教育を充実すること。 就学援助費の支給は生活保護基準の1.3倍に戻すこと。	支給率については現在の就学援助の内容が後退することがないことを第一とし、現在の基準の堅持に努めます。 (教育サービス課)
363	市独自で中学校で35人学級を行うこと。	法令に基づき、令和8年度から中学1年生が35人学級になります。また、2年生、3年生においては、学校運営において必要かつ条件を満たしている場合において、府の加配を活用して、35人学級編制を行う学校もあります。今後も、国・府の措置を活用し、学校と市で効果的に検討します。 (指導課)
364	学校図書館を充実すること 小・中学校ごとに司書を配置すること。	令和7年度より1名増員し7名の学校司書を全小中学校に配置しています。引き続き環境整備や学校教職員との連携等、学校図書館の活性化に努めます。 (指導課)
365	蔵書を増やし国基準まで引き上げること。	今後も適正な図書廃棄と図書購入費の確保に努め、順次蔵書率を国基準へ到達するよう努めます。 (指導課)
366	学校給食を充実すること。 学校給食が無償化の期間は、学校給食を食べていない子どもに対し、無償と同じ扱いになるように給食費の給付を行うこと。	学校給食が無償化となった期間、学校給食を食べていない子どもに対し要綱を設け、学校給食に要する経費相当額を補助することによる保護者の経済的負担の公平性と経済的負担の軽減を図っています。 (教育総務課)
367	泉南市内で学校給食を作ること。地元の食材が利用しやすく、配送にも時間がかからず事故の心配も減り、調理に手間暇かけることができる。	小学校給食の提供方式につきましては安全・安心な学校給食の提供をめざし、その提供方式について種々検討し総合的に判断した結果、給食センターの建設や改修等ではなく、民間調理場を活用した食缶デリバリー方式の採用を決定したものです。民間調理場を活用した食缶デリバリー方式へ変更後も、継続して栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食の安定的な提供に努めています。 (教育総務課)
368	子どもたちの放課後や休日の活動について 信達中学校、西信達中学校区に児童館を建設すること。	児童館の施設を速やかに新設することは困難であるため、学校や地域と連携して、子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所を確保する「子ども元気広場事業」を推進することで児童館的な役割を担う、こどもの居場所事業の提供に努めます。 (生涯学習課)
369	駅前など交通の便がいいところに中高生の居場所を作ること。	駅前等の交通の便がよいところでの居場所づくりについては現在行えていませんが、中高生も対象とした青少年センターにて、安全安心な居場所の提供を行っているところです。 (生涯学習課)

	要望内容	要望回答
370	スケートボードの施設を作ること。	新たにスケートボード施設を整備するには、スペースの確保、騒音、安全管理、ニーズの把握など様々な検討が必要であること、また、毎年の公園維持管理費に多額の予算が必要となっていることから、現状では困難です。 (住宅公園課)
371	図書館員を増員し、休館日を減らし開館時間を延長すること。	職員の配置については関係部署と協議し、適切な配置を行います。開館時間の延長については、現況のところ困難であると考えます。休館日の削減については、蔵書点検休館の日数削減や月末整理日の廃止、また、文化ホール指定管理者の協力のもと祝日の臨時開館(1日)等に取り組んでおり、今後も継続することを検討します。 (文化振興課)
372	公民館が地域コミュニティセンターの役割を果たせるようにすること。自主事業を支援すること。	公民館では、多様な市民ニーズに対応するため幅広く、様々な方を対象に事業を行っており、令和8年度についても様々な講座を企画、検討中、バランスをとりながら自主事業の充実を図ります。 (文化振興課)
373	新家公民館は新家幼稚園も利用し増改築すること。トイレは男女別にすること。	旧新家幼稚園跡地利用については、新家駅前の土地利用の今後の在り方等、全庁的な取組の中で議論していくものと考えます。トイレの男女別化については現状の施設の中で可能かどうか利用者の意向を踏まえ検討します。 (文化振興課)
374	双子川テニスコートについて 水洗トイレの設置、コートの整備、クラブハウスの改修を早急に行うこと。	指定管理者等と共に双子川テニスコートの現状を把握し、今後の方針を検討します。なお、コートの整備については平成30年度に実施しています。 (生涯学習課)
375	再生可能エネルギーの活用について 太陽光パネル発電を公共施設に設置すること。	市役所庁舎敷地内においては、別館および公用車駐車場の屋根部分に太陽光パネルを既に設置しており、発電された電気については空調機の運転や災害時等の非常用電源として活用しています。 (総務課)
376	国・府に、家庭用太陽光パネル発電に補助金を出すように要請すること。	府においては、家庭用太陽光発電システムの補助金制度は行っていませんが、再生可能エネルギー発電設備等への融資事業を低金利で行っています。 (環境整備課)
377	市独自に水力、波力、バイオ熱など再生可能エネルギーの活用すること。	再生可能エネルギー電気の調達推進に努めます。 (環境整備課)
378	農地でのソーラーシェアリング、小規模バイオマスの発電の普及など、脱炭素に結びついた農業・林業の振興を進めること。	農業委員会と連携して普及拡大に努めます。 (産業振興課)
379	省エネの取り組みを産業、住宅などあらゆる分野ですすめるように、啓発活動をすすめること。	泉南市商工会と連携して、経済産業省の省エネ補助金等の啓発に努めます。 (産業振興課) 府においては、家庭用太陽光発電システムの補助金制度は行っていませんが、再生可能エネルギー発電設備等への融資事業を低金利で行っています。 (環境整備課)
380	ごみ対策について ゴミの有料化の差益分でゴミ袋代を引き下げること。貝塚市や岬町のようにゴミ袋の実費分に抑えること。	他市からのごみの流入を防ぐため、近隣他市の指定ゴミ袋の料金は一律になっていることから引き下げは考えていません。 (清掃課)
381	山間部に産業廃棄物を不法投棄しないよう、森林法や循環型社会形成推進条例に基づく指導を強め、義務者が義務を履行しない場合「代執行」を実行すること。	環境パトロールを実施するとともに、関係機関と連携し、指導を行います。また、不法投棄対策として、監視カメラを設置しています。 (清掃課)
382	市役所のごみは、プラチックの分別も行うこと。	現在、プラスチックごみの分別については、ペットボトルのみ行っています。ごみの分別については、引き続き庁内で啓発し、ごみのリサイクル化、減量化等に取り組めます。 (総務課)
383	ごみの分別など4Rを徹底すること。	3Rを推進しつつも、脱炭素社会に向け、より環境負荷が少ない2Rを優先とし、一般廃棄物の減量化と適正処理に取り組んでいます。また、Refuse(リフューズ)として、簡易包装される商品や詰め替え可能な商品の選択、マイバックやマイボトルの携帯などの推進を行っています。 (清掃課)
384	土砂崩れの原因となる山間部の開発はやめること。関係法令の範囲内でも、予測できない地下水の流れや地盤に形状により、土砂崩れがおこっている。	開発行為等に対しては、関係法令等に基づき適切に対応すると共に、大阪府など関係機関と連携して対応します。 (広域まちづくり課)
385	石綿の碑やアトリエ泉南石綿の館と連携して、泉南アスベストに関わる資料の保管を行うこと。	現時点で資料館等をつくることは検討していません。 (環境整備課)

	要望内容	要望回答
386	令和8年度のシルバー人材センター事業の推進のため、センターに対する、より一層のご理解・ご支援を要望いたします。特に、国においては、一般会計をはじめとした補助金の確保、独自事業立ち上げへの新たな支援、また都道府県・市町村においては、厳しい財政事情の中ですが、国の補助金と同額以上の補助金の確保、センターへの事業発注、さらに現在移行に向けて取り組んでいる新たな契約方法への対応など、センターの安定的な運営が可能となる各支援について強く要望いたします。	回答を求めず。
387	「重点支援地方交付金」を活用し、医療機関と歯科技工所を対象にした、諸物価や人件費の高騰などに対する財政措置を実施、拡充すること。	回答を求めず。
388	重点支援地方交付金の活用について、下記の事項に配慮し、取り組んでいただきますようお願いいたします。 1.より迅速な支援方法を期待するが、一方で過度な職員負担増とならないよう努めること。 1.世帯を対象とした支援方法は家族構成数により不公平が生じることから、個人を対象にした支援方法を検討するなど、全市民が公平に支援が受けれるように努めること。 1.支援額については、市全体の財政状況を勘案しつつも、交付金以上の支出について必要に応じて基金などの取り崩しによる上乘せ支援も検討し、近隣市町との不公平感を感じないものを検討すること。 1.市内消費を促す支援を検討すること。 1.市議会に対し、情報の共有に努めること。	回答を求めず。
389	養殖牡蠣の被害について、泉南市に要望という形をお願いする運びとなりました。財政も非常に厳しいと承知しておりますが、死活問題とご理解頂き、何卒、ご対応をお願いしたい所存でございます。 1.被害総額について何らかの援助・補助をお願いしたい 2.被害対応について近隣市町村と足並みを揃えていただきたい 3.大阪府に対し、予算要望をお願いしたい。それに伴い、吉村大阪府知事に泉南市の被害状況を視察していただきたい	回答を求めず。
390	岡中農道の路肩が崩れかけ通行時危険なため補強をお願いします。	予算に応じて改修にて対応します。 (産業振興課)
391	府道大阪和泉泉南線岡中水路の暗渠の水が流れにくくなったため泥上げ清掃をしてほしい。	岸和田土木管理事務所にて対応します。 (産業振興課)
392	1.公共事業の安定確保について 2.適正規模の分離発注について 3.前払金及び中間金支払制度の採用について 4.最低制限価格制度の導入などについて 5.地籍事業等の促進について 6.入札参加要件について 7.地理空間情報活用推進基本法の推進について 8.用地測量業務について	回答を求めず。
393	金熊寺農道の浸食が著しく、梅林鑑賞期での来場者の安全確保の観点から、早急に整備をお願いします。	予算に応じて改修にて対応します。 (産業振興課)
394	樽井君ヶ池南東側の道路に経年劣化による損傷が多数見受けられ、自転車走行時は危険な箇所も存在するためアスファルトの穴の補修をお願いします。	予算に応じて改修にて対応します。 (産業振興課)
395	樽井水路の擁壁が倒れているので修復してほしい。	下水道課と双方で予算に応じて改修対応します。 (産業振興課)
396	建設工事における貨物自動車(営業用・緑ナンバートラック)運送事業者のご利用について 現状、建設現場においては、白ナンバートラックで運賃を収受するといった「貨物自動車運送事業法」に違反していると思われる運送行為事例が散見されます。これらのことは、適正な価格を阻害する一因になっていると考えられ、貴社で取り扱われる「建設資材」の運搬にも趣旨の徹底方をお願い申し上げます。	回答を求めず。

	要望内容	要望回答
397	<p>学校給食費の無償化並びに給食事業の充実に関する要望書</p> <p>1.現在の泉南市の公立小学校の給食費4600円(3、4年生)を国基準5200円まで引き上げ、(他の学年も同様に)更に、物価高騰分並びにもう1品ないし2品の追加が可能となるようにし、栄養価を下げずに美味しく質・量ともに満足いく給食事業にすること。尚、その財源は泉南市で補助し、保護者への負担を求めないようすること。</p> <p>2.今回、対象外となった公立中学校の給食費については、速やかに無償化への財源を確保すること。またそれまでは、小学校給食と同様に物価高騰分並びにもう1品の追加が可能となるように泉南市として補助を行い、保護者への負担を求めないようすること。</p> <p>3.不登校児童生徒やアレルギー対応が必要な児童生徒に対しては、現金給付を行うなど柔軟な対応をとること。また、地産地消の取り組みも進め、オーガニック給食についても検討し、子ども達が給食の時間を心待ちにできるような安心安全な給食、おいしいものをお腹いっぱい喜んで食べられる給食を目指すこと。</p> <p>4.この際、これまで議会から提案のあった、現行の私会計制度から公会計制度へと移行し、給食事業の透明性を担保しつつ先進的な事業の展開を心掛けること。</p>	回答を求めず。
398	砂川区第2地区空地の除草	所有者を調査し空地の適正管理の通知を送付しました。(環境整備課)
399	ヒビ・曇りの入っているカーブミラーの取り換え。種河神社から畦の谷に向かう宮川沿いの道路に設置されているカーブミラーに、ヒビ・曇りが入り対向車の確認がやりにくい。ミラーを取り換え対向車が確認できるようにしてほしい。	ミラー磨きで対応済みです。(道路課)
400	兎田道路の凹みがありさわやかバスの運行道路でもあり早急に修理をお願いします。	予算に応じて改修にて対応します。(産業振興課)
401	<p>「重点支援地方交付金」の活用によるトラック運送事業者への支援について</p> <p>1.重点支援地方交付金を活用した支援制度の創設・拡充 重点支援地方交付金の推奨メニューを最大限ご活用いただき、トラック運送事業者を対象とする、燃料費負担の緩和(トラック保有台数に応じた現金給付[1台当たり一定額を交付する方式等]を含む)、省エネ・安全機器等の導入支援、人材確保・育成支援などの制度を、大阪府および府内市町村において創設・拡充されるようお願い申し上げます。</p> <p>2.早期の予算化と切れ目のない支援の拡充 国の事務連絡の趣旨を踏まえ、令和7年度補正予算および令和8年度当初予算等において、トラック運送事業者向け支援策の早期の具体化・予算化を図っていただき、支援が途切れることのないようご配慮くださいますようお願い申し上げます。</p>	回答を求めず。
402	信達市場水路の底部の損傷がひどく、水漏れや底部の泥が上がってくるので、隣接区民から補修の要望があり確認並びに対応をお願いします。	予算に応じて改修にて対応します。(産業振興課)
403	ペットボトルの収集は祝日の関係で2週に1度でなくなるときがある。必ず2週に1度収集して欲しい。	祝日等の都合上、全ての月で2週に1度のペットボトル収集は難しいが、来年度からは特にペットボトルが多く出される夏季については、一部曜日を変更するなどして2週に1度の収集体制をとれるよう対策を行います。(清掃課)
404	<p>八幡山区の空き家に生える雑木の伐採。 敷地の隅に生えている雑木は隣の空き地の敷地にも入っています。</p> <p>元の持ち主は、毎年植木の剪定・雑木の伐採等、空き家の管理をされてきたが売却後の持ち主は、全く手入れをされていない。雑木は、秋になると落ち葉がひどく下の側溝の溝に溜まり取水口が溢れます。空き家の為に、現在の持ち主に雑木の伐採依頼をお願いいたします。</p>	当該空き家について所有者を調査し、令和8年3月26日付け庭木繁茂道路越境につき現況写真を添付の上、空き家等の適正管理についての通知を郵送しました。(環境整備課)

	要望内容	要望回答
405	<p>中東情勢の緊迫化に伴う燃料価格高騰に対する重点支援地方交付金を活用した物流事業者への現金給付支援について(要望)</p> <p>1.重点支援地方交付金を活用した燃料価格高騰対策の実施 燃料価格の高騰により経営に大きな影響を受けているトラック運送事業者に対し、重点支援地方交付金を活用した現金支給の支援を図ること。</p> <p>2.地域物流維持の観点からの重点支援 生活物資の輸送を担う地域物流を守るため、中小運送事業者を中心とした現金給付の支援措置を講じること。</p>	<p>回答を求めず。</p>
406	<p>鍼灸マッサージに関する諸問題についての要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等物価高騰支援金について 「物価対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した支援対策を実施している場合は、ぜひ「施術所」も含めていただくように要望いたします。また、健康保険取扱いを行っていない「施術所」においても、価格転嫁をすることが困難なため、一時支援の対象としていただけるように要望いたします。 ・生活保護法による医療扶助(鍼灸マッサージ)の様式統一について 令和6年度の療養費改定に伴い、厚生労働省から生活保護法による医療扶助についても様式変更が行われました。府内各市町村につきましても同様の様式に統一するとともに、施術機会を抑制するような独自ルールについては廃止するように、要望いたします。 ・「あはき柔整広告ガイドライン」に基づく泉州地域における対応について 無資格者及び一部の国家資格者による違法看板、違法チラシ、違法ネット広告等への対応として、令和7年2月に「あはき柔整広告ガイドライン」が発出され、大阪府へ対応を求めています。これまで苦情があれば対応している、とのことですが、実体として有効な対策に結びついていないのが現状です。各市町村担当者様にも「あはき柔整広告ガイドライン」に基づいた条例の制定を含め、当会との連携を要望いたします。 	<p>回答を求めず。</p>